

女川町景観計画(案)

令和8年2月

女川町

令和7年4月：策定

令和8年2月：改定

目次

第1章 計画の目的・位置づけ	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 上位・関連計画.....	3
第2章 女川町の景観特性と課題	4
1. 町の現状.....	4
(1) 歴史.....	4
(2) 人口・世帯数.....	5
(3) 地形.....	6
(4) 土地利用.....	7
(5) 法適用.....	9
2. 震災復興事業と景観形成.....	10
3. 要素別景観の特性.....	12
4. 景観形成の課題.....	15
第3章 景観計画の基本目標、基本方針	16
1. 基本姿勢.....	16
2. 基本目標.....	16
3. 基本方針.....	17
第4章 景観計画の区域と景観形成方針	19
1. 景観計画区域.....	19
2. 景観計画区域のゾーン・エリア区分.....	19
3. 地域毎の景観形成の方針.....	24
(1) 緑のゾーン・海辺のゾーンの景観形成の方針.....	24
(2) 市街地ゾーンの景観形成の方針.....	26
4. 景観重点地区の景観形成の方針.....	29
(1) まちづくりの取組の方向.....	29
(2) 景観形成の方針.....	30
5. 眺望景観保全の方針.....	33
(1) 視点場.....	33
(2) 視点場からの景観保全の方針.....	34
6. 公共施設の景観形成の取組方針.....	35
(1) 公共施設の景観形成の取組の方針.....	35
(2) 景観重要公共施設の指定の方針.....	35
(3) 景観重要公共施設に準じて取り扱う施設.....	35

7. 公共建築物等の景観形成の方針	36
第5章 良好な景観形成に向けた行為の制限に関する事項	37
1. 届出対象区域・行為	37
2. 事前協議制度	40
3. 景観形成基準	42
(1) 緑のゾーン、海辺のゾーン	42
(2) 市街地ゾーン(景観重点地区を除く)	43
(3) 景観重点地区	46
第6章 景観重要樹木の指定の方針	47
1. 景観重要樹木の指定の方針	48
(1) 景観重要樹木の指定の考え方	48
(2) 景観重要樹木の指定の方針	48
(3) 景観重要樹木の指定の例	49
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項	50
1. 景観重要公共施設の指定	50
(1) 景観重要公共施設の指定	50
(2) 景観重要公共施設等の対象行為	53
(3) 景観重要公共施設の対象行為に係る手続き	54
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項	55
(1) 共通事項	55
(2) 施設別の整備に関する事項	57
第8章 景観形成推進の方針	58
1. 景観形成推進の基本的な考え	58
2. 良好な景観形成推進の取組	59
(1) 事前協議による円滑で良好な景観形成	59
(2) 良好な景観づくりのための専門家等の参加	59
(3) 景観形成を先導する公共施設及び公共建築物等の整備	59
(4) 緑化に関する助成制度の推進	60
(5) 景観形成の担い手に対する助成制度の創設	60
(6) 子供を含めた町民向けの景観学習の実施	60
(7) 景観形成顕彰制度の検討	60
参考資料	61
1. 調査方法	61
(1) 調査目的	61

(2)調査方法.....	61
(3)調査内容.....	61
(4)回収状況.....	63
2. アンケート集計結果.....	64
(1)町民アンケート(抜粋)	64
(2)中学生アンケート(抜粋)	66

第1章 計画の目的・位置づけ

1. 計画の目的

女川町（以下「本町」という。）は、女川湾、万石浦等の海や黒森山、石投山等の山々の自然と商業エリア、高台住宅地などのまちなみが一体となった個性的で魅力的な景観を有しています。このような景観は、先人から受け継いできた大切な資産であり、また、誇りと愛着の持てる暮らしやすいまちの実現に向けて、東日本大震災からの復興事業を進める中で築き上げてきたものです。

復興事業においては、『どこからでも海が見える／住みたい、訪れたい、自慢したい風景の創出／安全・安心・暮らしやすいまちづくり』をコンセプトに、女川町中心部の景観的価値の向上を図ってきました。特に、港町として海の景観を最大限に生かし、高台住宅地から海への眺望軸を確保する市街地整備を進めてきました。震災以前から受け継いだ自然的な景観資源を守りながら、復興事業において形成した本町の市街地景観は、町民や行政、専門家、事業者が互いに意見を交わし、互いの協力があったからこそ築き上げることができたものです。

女川町景観計画（以下「本計画」という。）は、『女川の海と山とまちが調和する美しい景観を形成し、まちの個性と価値を高める』を基本目標として、本町の持続的な発展と美しい景観の形成によりさらなる価値の創造を図るものです。また、美しい景観を法的な位置づけの下で次世代に引き継いでいくとともに、町民や事業者、行政が協働して良好な景観形成を進めていくために定めるものです。

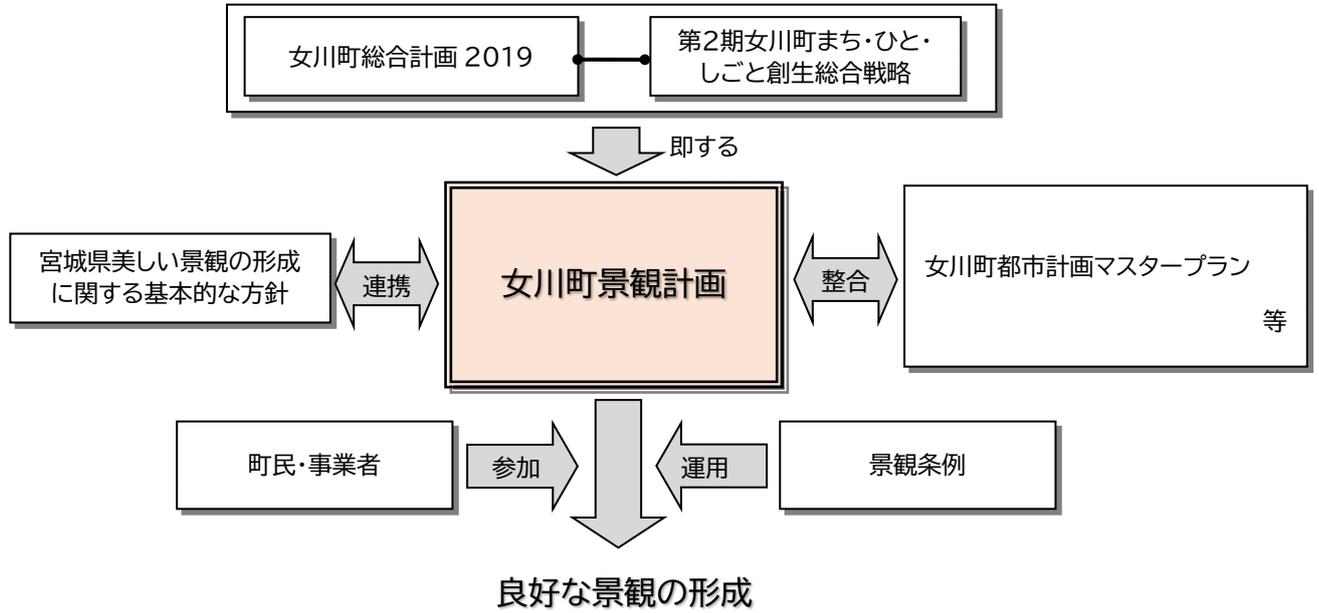
2. 計画の位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「女川町総合計画 2019」及び「第2期女川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現を図るための個別計画として、宮城県が定める「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」との連携、及び関連計画である「女川町都市計画マスタープラン」等と整合を図りながら、本町の景観行政推進の指針とするものです。

また、景観法では、景観行政を一元化し、景観行政を担う主体を「景観行政団体」と位置づけています。政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体となりますが、その他の市町村も、都道府県との協議により、景観行政団体となることができます。これら以外の地域は、都道府県が景観行政団体となります。

本町は、令和6年1月から、県との協議を経て景観行政団体となりました。景観法に基づく景観計画の策定と景観条例の制定により、実効性の高い景観行政に取り組んでいきます。

《女川町景観計画の位置づけ》

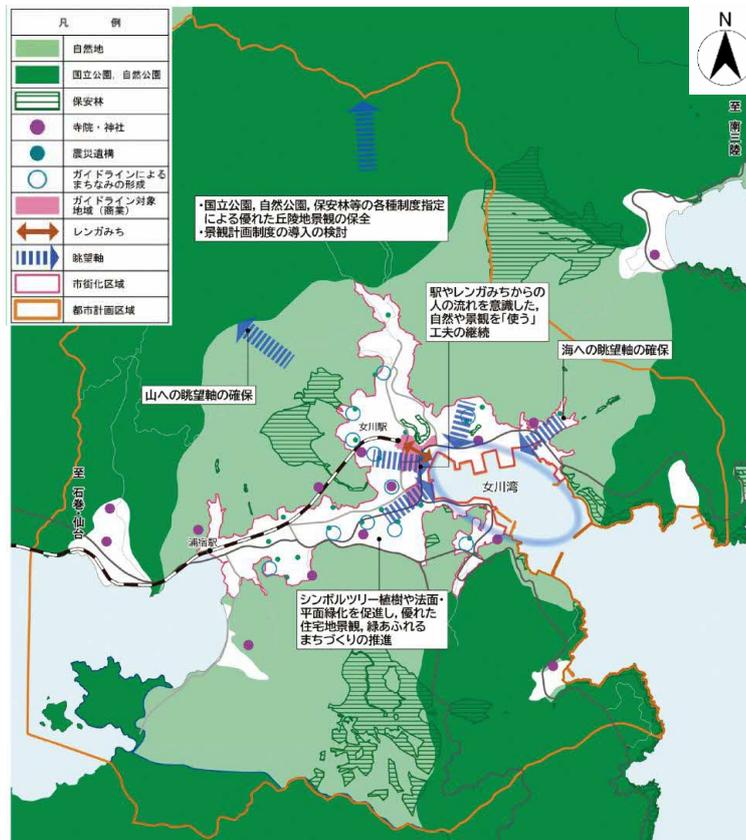


3. 上位・関連計画

■女川町都市計画マスタープラン

策定主体	女川町
策定年月	令和5年3月策定
目標年度	令和24年度(2042年度)(具体的な方針や施策:令和14年度(2032年度))
目標人口	令和22年(2040年度)3,970人~4,467人 (「第2期女川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」による)
部門別方針 (抜粋)	<p>(5) 景観</p> <p>① 優れた自然地景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立公園、自然公園、保安林等の指定を維持、活用しながら本町の優れた自然地景観の保全を図ります。 ○適正な民間開発、発電設備設置の誘導と乱開発の防止による良好な景観形成を推進します。 <p>② 海・山への眺望と緑を確保した市街地景観の保持・形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海・山への眺望軸を確保し、自然の景色が生活の一部になるような景観形成を維持、継続できるよう、景観計画制度の導入に取り組みます。 ○女川海岸広場において、駅やレンガみちからの人の流れを意識した、自然や景観を「使う」工夫を継続します。 ○住みよい町、愛着をもてる故郷づくりに寄与するため、シンボルツリー植樹や法面・平面緑化を促進し、優れた住宅地景観、緑あふれるまちづくりを推進します。 <p>③ 景観に配慮した公共空間の保持・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共建築物の整備においては、周辺のまちなみと調和した設計に配慮します。 ○「女川町公共空間景観形成ガイドライン」に基づき、道路、公園、法面、交通安全施設等の景観に配慮した保持・整備を推進します。

《景観の基本方針図》



資料：女川町「女川町都市計画マスタープラン」p.69 平成29年3月

第2章 女川町の景観特性と課題

1. 町の現状

(1) 歴史

世界三大漁場の一つ、金華山沖を間近に控え、湾形・水深とも優れた女川湾を抱く本町には、先人たちが山を切り拓き、海を埋め立て、幾多の困難を乗り越え、時代ごとの郷土女川を発展させてきた歴史があります。

「女川」の由来は、「前九年の役」の頃、豪族安倍貞任が源氏方の軍と戦った際に、一族の婦女子を安全地帯である「安野平」に避難させたことから、この地から流れ出す溪流を「女川」と呼び、のちに地名になったと伝えられています。

また、女川港は古くから天然の良港と評されてきました。慶長 16 (1611) 年のイスパニア使節による三陸海岸の探検測量時の文献には「石浜」と「浦宿」の地名が記されており、明治 18 (1885) 年の英国ハミルトン将軍率いる東洋艦隊の初入港の際にも、軍艦の停泊に最適として世界中で紹介されています。

明治 22 (1889) 年 4 月 1 日に町村制が施行され、本町は、同年 5 月 1 日に女川村となりました。その後、大正 15 (1926) 年 4 月 1 日には町制を施行し、女川町となりました。

女川町は、古くから行政と民間の協働によるまちづくりが行われてきました。昭和 2 (1927) 年の女川港の築港をはじめ、埋め立て工事、土地区画整理事業、岸壁改修、さらに魚市場、加工製造所、製氷所、水産倉庫、信用組合などが、民間組織の主導かつ、行政と民間の協働によって行われてきました。加えて、山林や荒蕪地（こうぶち）の整理や、海上交通の利便性向上のための航路のネットワーク化などについても、同様に行われてきた経緯があります。

本町は、明治 29 (1882) 年の明治三陸津波、昭和 8 (1933) 年の昭和三陸津波、昭和 35 (1960) 年のチリ地震津波の被害を受けており、その都度、幾多の困難を乗り越え、自然災害への防災対策を進めてきました。

しかし、平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、女川町は最大浸水高 18.5m の津波によって、町内の 7 割弱の建造物が全壊流出し、人口の 1 割弱の生命が失われました。

東日本大震災からの復興事業では、今を生きる女川町民が様々な支援を受けながら、新しい郷土の姿を作り出してきました。

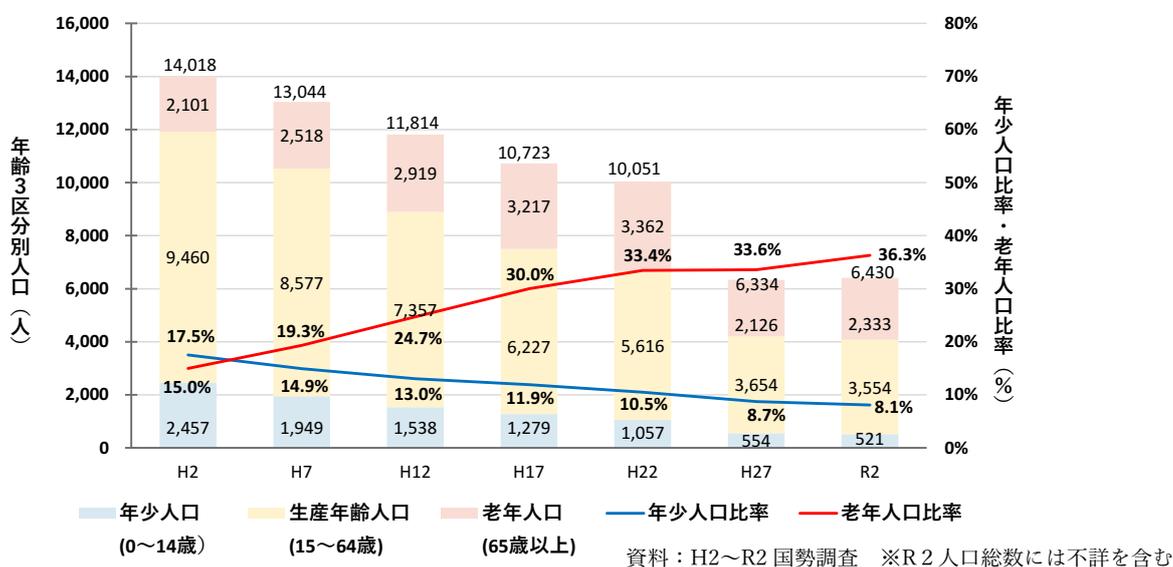
先人の想いを受け継ぎ、東日本大震災にも負けなかった女川らしさや新たなまちに根付いた人々の暮らしを先の世代へとつなぐためのまちづくりを行政と民間が連携して進めています。

(2) 人口・世帯数

本町の人口は、平成 22 (2010) 年まで減少傾向が継続しており、さらに東日本大震災の影響により平成 27 (2015) 年には 6,334 人と、対平成 22 (2010) 年比 63% と大きく減少しました。しかし、その後、令和 2 (2020) 年には震災復興事業による住宅再建等が進んだことにより 6,430 人と微増となりました。

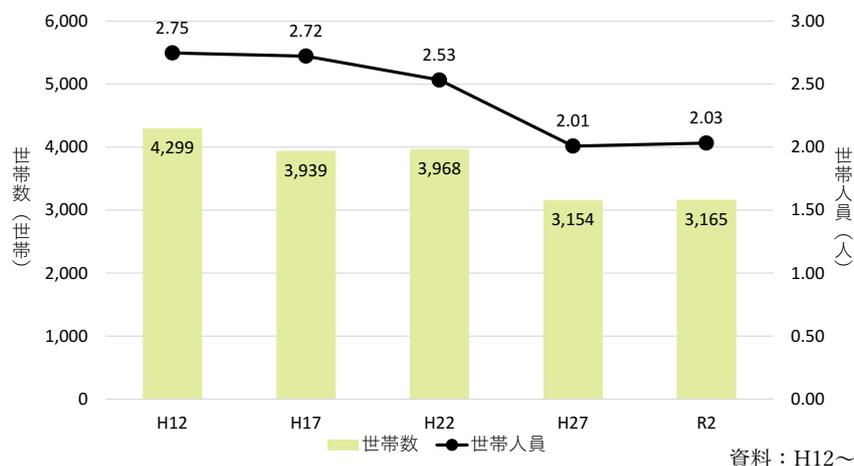
年齢 3 区分別の人口では、年少人口比率が減少傾向で推移し、令和 2 (2020) 年には 521 人、8.1% となっています。一方、老年人口比率は、令和 2 (2020) 年には 2,333 人、36.3% と人口の 1/3 以上を占めています。また、生産年齢人口は、令和 2 (2020) 年には 3,554 人と平成 22 (2010) 年の 63% に減少しています。

《本町の人口及び年齢 3 区分別人口の推移》



本町の世帯数は、平成 22 (2010) 年までは概ね 4,000 世帯前後で推移していましたが、東日本大震災を経て平成 27 (2015) 年に 3,154 世帯と平成 22 年の概ね 8 割に低下し、小世帯化が進み、令和 2 年 (2020) 世帯人員は 2.03 人/世帯となっています。

《本町の世帯数と世帯人員の推移》

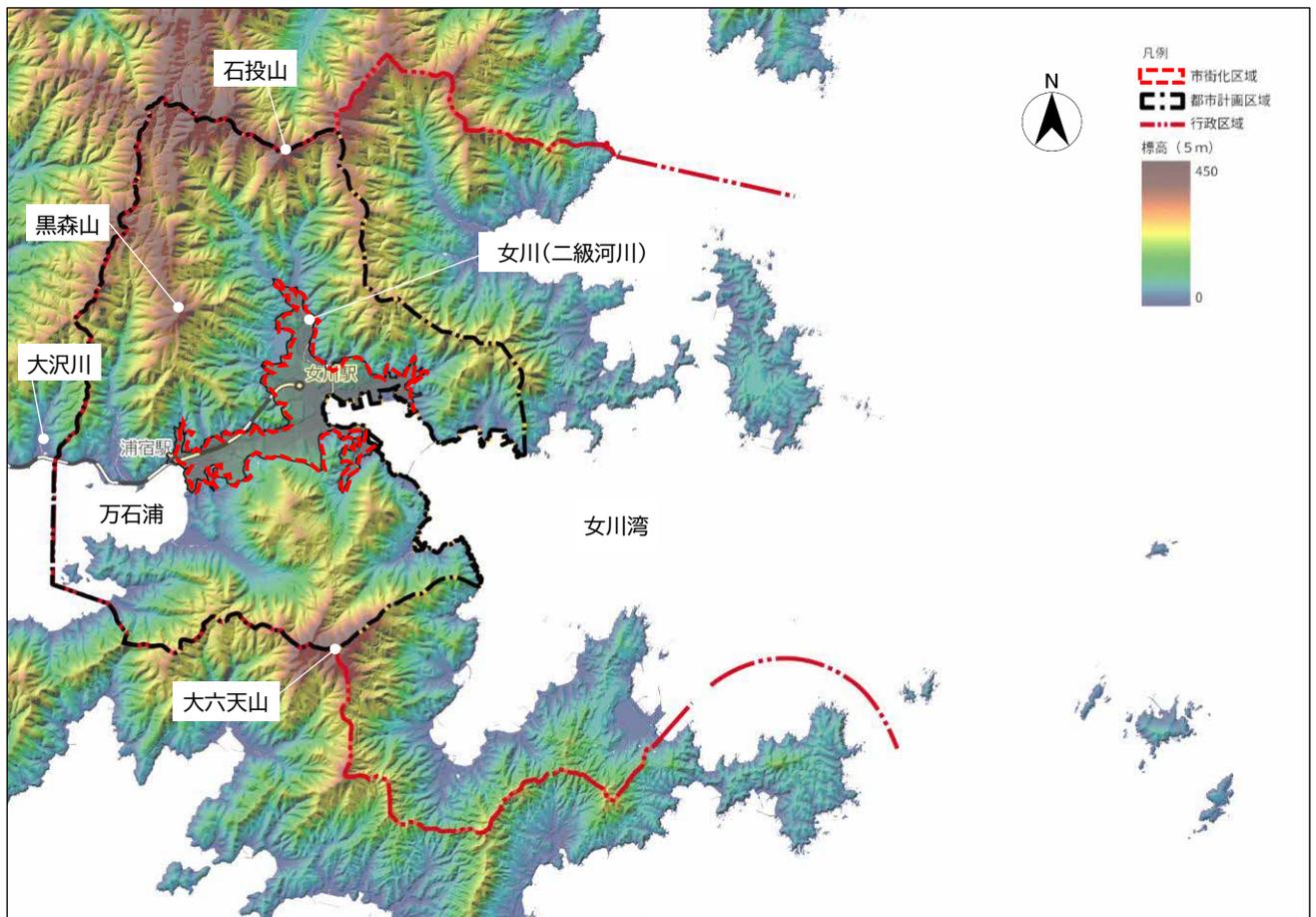


(3) 地形

本町は、宮城県の東端、牡鹿半島の基部に位置しており、東西に18km、南北に17km、出島、江島、足島などの島嶼部を含め面積 65.35 km²です。

黒森山や石投山、大六天山といった丘陵地のすり鉢状の地形に市街化区域が囲まれており、町民が多く暮らす市街化区域の東西には、それぞれ女川湾、万石浦の2つの海辺景観を有するとともに、南北に目を移すと丘陵の山々が織りなす稜線を望むことができます。また、町内には、女川（二級河川）が女川湾に、大沢川が万石浦に注いでいます。

《本町の地形状況》



資料：国土地理院

(4) 土地利用

令和4（2022）年の町域の土地利用構成をみると、農地はごくわずかで、森林がおおむね8割を占め、道路、宅地を合わせると5%強となっています。

その中で、行政区域の59.8%にあたる3,851haが都市計画区域に指定され、女川湾に面し、都市計画区域の8.8%にあたる339.8haが市街化区域に指定されています。

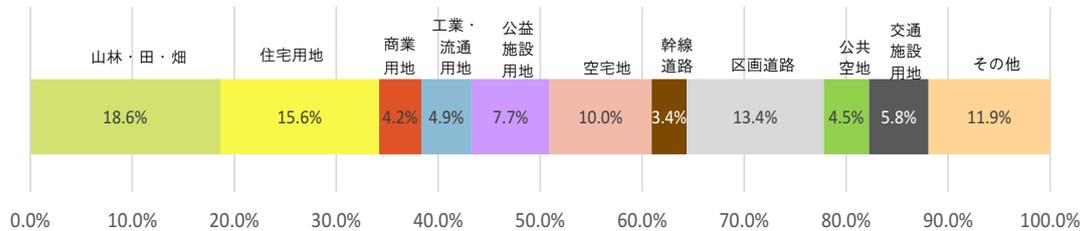
《本町全体の土地利用の分類構成》

土地利用分類		面積（ha）	構成比
農地		4	0.06%
	田	0	0.00%
	畑	4	0.06%
森林		5,198	79.5%
	国有林	254	3.9%
	民有林	4,944	75.7%
原野等		0	0.0%
水面・河川・水路		271	4.1%
	水面	268	4.1%
	河川	3	0.05%
	水路	0	0.0%
道路		183	2.8%
	一般道路	156	2.4%
	農道	0	0.0%
	林道	27	0.4%
宅地		166	2.5%
	住宅地	75	1.1%
	工業用地	7	0.1%
	その他宅地	84	1.3%
その他		713	10.9%
合 計		6,535	100.0%

資料：宮城県東部都市計画基礎調査を基に作成

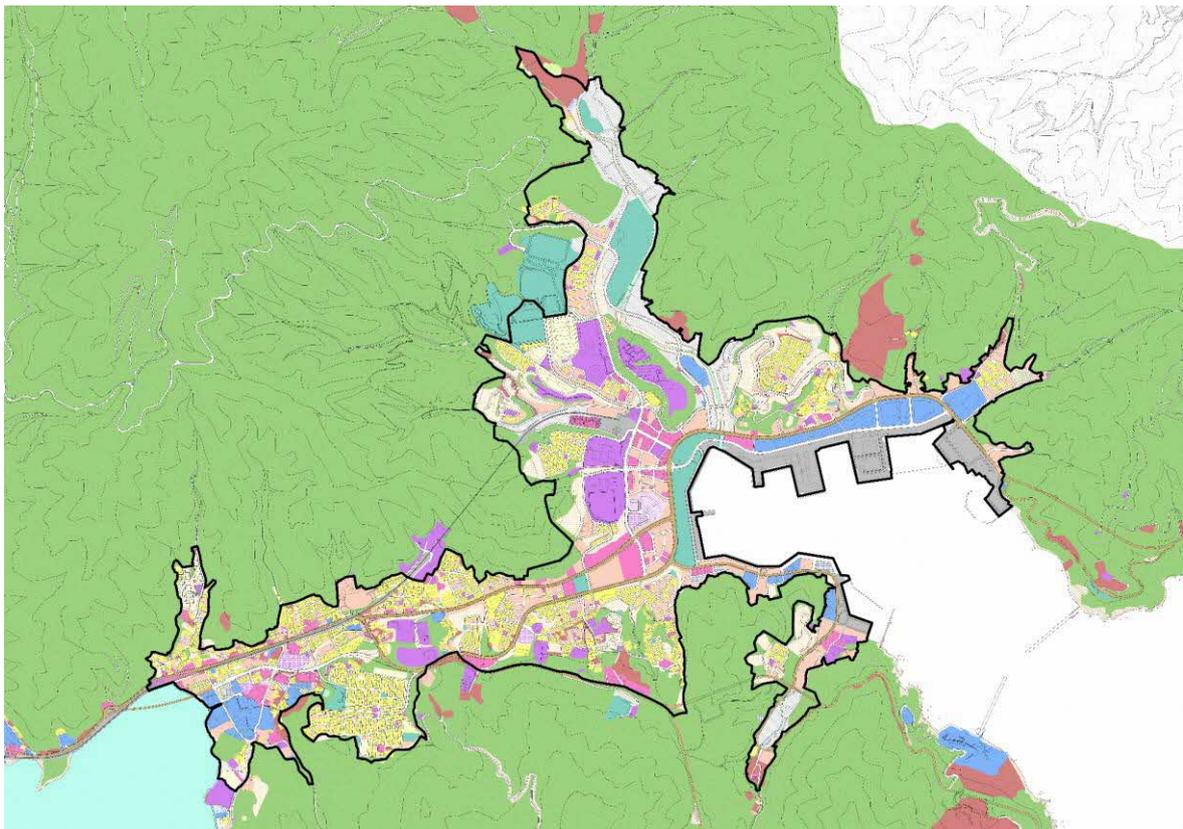
市街化区域内の主な土地利用の割合は、住宅用地が 15.6%、商業用地が 4.2%、工業・流通用地が 4.9%、公益施設用地が 7.7%となっており、区画道路、公共空地、交通施設用地等の公益施設用地の割合が、東日本大震災からの復興事業により増加しています。

《本町市街化区域内の土地利用構成 (R3)》



資料：宮城県東部都市計画基礎調査

《市街化区域内土地利用現況図》

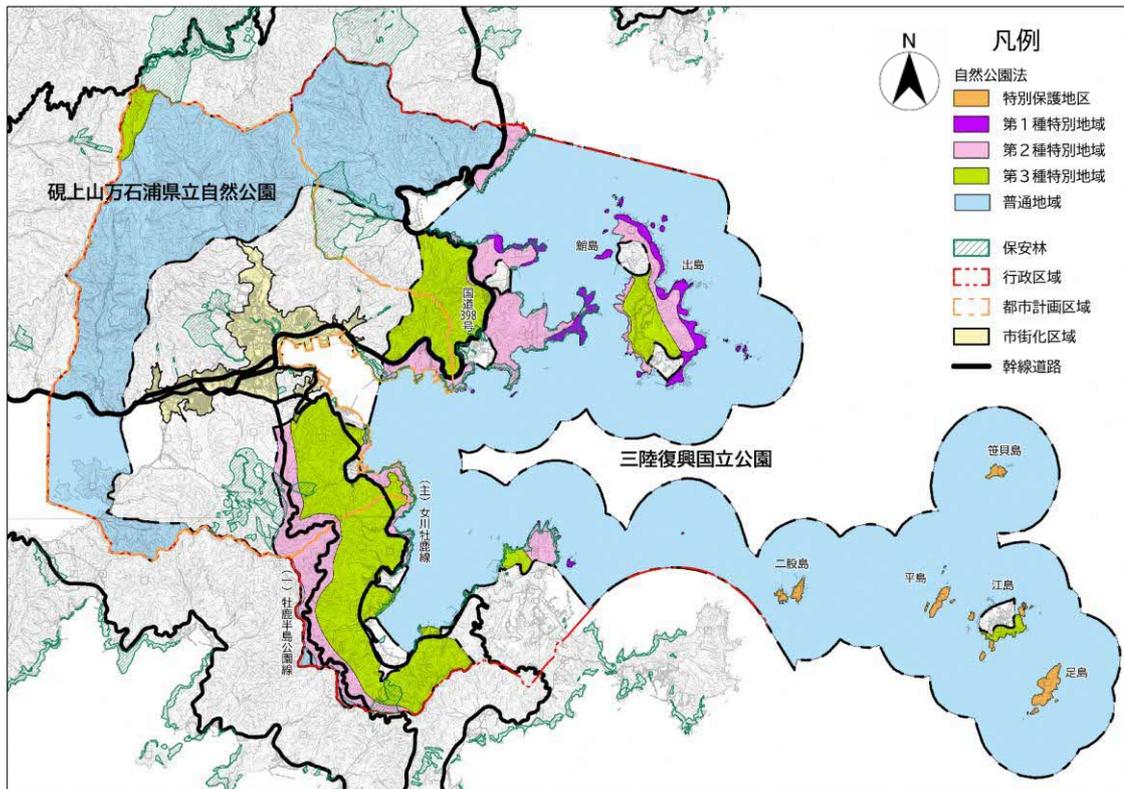


(5) 法適用

本町の町域 6,535ha のうち、5%にあたる 339.8ha が市街化区域となっています。

町域の大部分が自然公園地域（特別地域、特別保護地区）に含まれているほか、森林の一部が保安林に指定されており、その保全が図られています。

《本町の法適用状況》



資料：国土数値情報（自然公園地域データ）（国土交通省）、宮城県森林情報提供システム（保安林データ）（令和2年3月時点）、令和3年全国都道府県市町村別面積調（4月1日時点）（国土地理院）

《参考 自然公園法の規制概要》

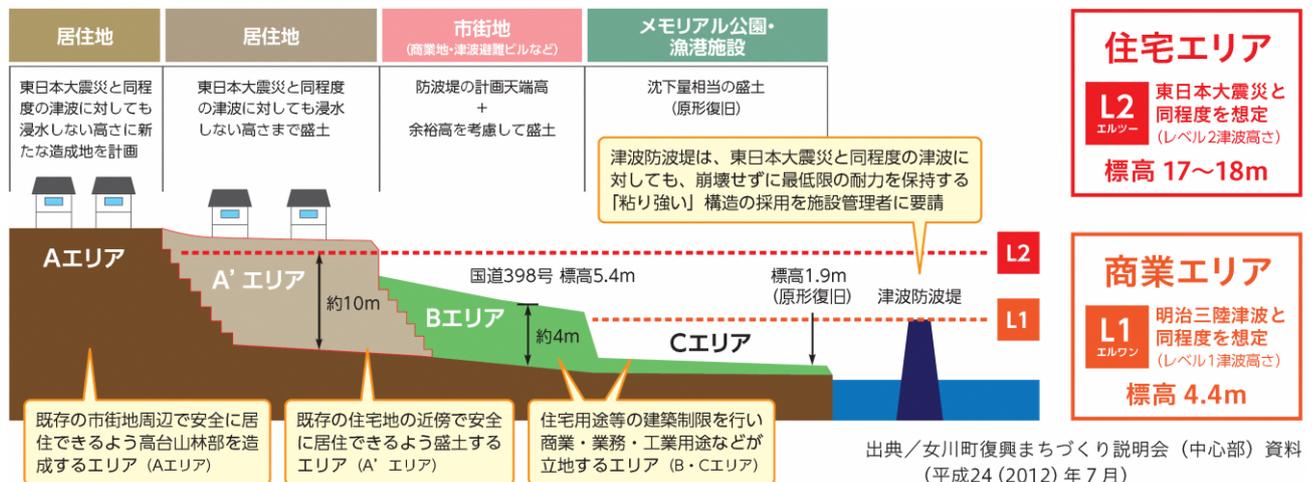
地域区分		規制内容	許可基準の例
特別地域	特別保護地区	許可制 (開発不可)	原則不可
	第1種特別地域		既存の建築物の改築、建替、災害復旧のための新築又は学術研究、公益上必要と認められる建築以外は許可しない
	第2種特別地域	許可制	建築物(分譲地以外):高さ13m以下、(分譲地):高さ10m以下 建築面積:2,000㎡以下 建ぺい率:20%以下、容積率40%以下 屋根及び壁面の色彩ならびに形態が自然との調和を乱さないこと 山稜線を分断する等眺望の対象に支障をあたえないこと 等
	第3種特別地域		建築物(分譲地以外):高さ13m以下、(分譲地):高さ10m以下 建築面積:2,000㎡以下 建ぺい率:20%以下、容積率60%以下 屋根及び壁面の色彩ならびに形態が自然との調和を乱さないこと 山稜線を分断する等眺望の対象に支障をあたえないこと 等
普通地域		事前届出制	

2. 震災復興事業と景観形成

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した未曾有の大災害「東日本大震災」によって、本町は壊滅的な被害を受けました。そこからの震災復興事業において、本町では「どこからでも海が見える／住みたい、訪れたい、自慢したい風景の創出／安全・安心・暮らしやすいまちづくり」をコンセプトに、周囲の豊かな自然と調和し 100 年先の人々にも選ばれる都市空間を目指しました。

東日本大震災後、数十～百数十年に 1 度起こる津波から背後地を守るため、東北地方の太平洋沿岸各地では海と陸地を分断する防潮堤が建設されましたが、本町では防潮堤の陸側の地盤をかき上げし、防潮堤が（見え）ないまちづくりを進め、防災と生活が調和し、どこからでも海が眺められるランドデザインを実現しています。

《本町における震災復興事業でのかさ上げの考え方》



また、優れた景観づくりを計画的に進め、誇りと愛着の持てる暮らしやすいまちの実現に向けて、「女川町復興まちづくりデザイン会議」(以下、「デザイン会議」という。)を設置し、将来世代に引き継ぐまちの形を議論し設計に反映しました。

これらの取組が評価され、平成 30 (2018) 年には平成 30 年度都市景観大賞<都市空間部門>大賞 (国土交通大臣賞) を「女川駅前レンガみち周辺地区」として受賞しています。

《レンガみち周辺地区》

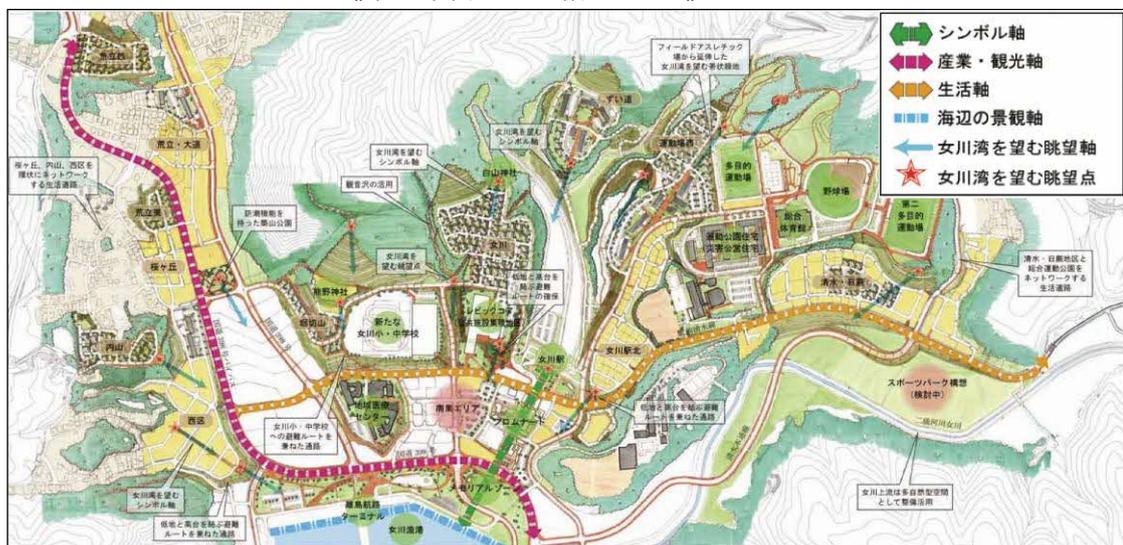


資料：女川町 HP

また、女川中心部については「女川町まちづくりデザインのあらまし」第2版（H30.1）により、町民とともに議論してきた“100年先を見据えたまちづくり”の考え方や計画案を示しています。その中で女川湾を望む「眺望軸」を各所に設定しました。

中心部のバリューアッププランのコンセプト	どこからでも海がみえる 住みたい、訪れたい、自慢したい風景の創出 安全・安心・暮らしやすいまちづくり
3つの基本方針	①海の存在を最大限に生かす あちこちの高台住宅地に、海が見える眺望点と景観軸を設定する ②もとの地形を最大限に生かす 現況地形はできるだけ生かして人工的な印象を和らげる ③歴史的資産、被災を免れた公共施設等の資産を最大限に生かす 神社仏閣をはじめ公園や体育館等の存在価値を最大化する

《中心市街地の整備イメージ》



資料：女川町まちづくりデザインのあらまし第2版（H26.11）

また、町民や事業者主体の景観形成という観点では、先行復興エリアの水産加工団地において、本町の基幹産業の復興シンボルとして統一感の取れた美しい港のイメージを創出するため、事業者自らが、外壁は白やライトグレーの色彩を基調とするガイドラインを提案し、これに基づき再建が進められました。

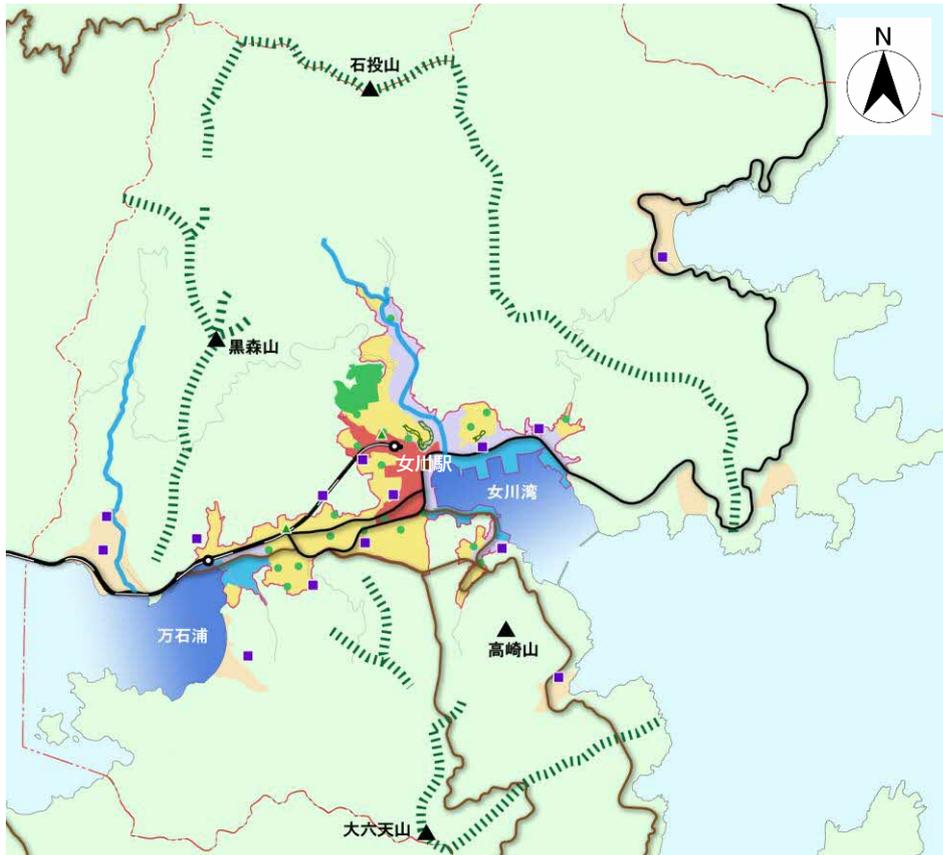
さらに、女川駅周辺の商業地においては、「まちなみデザイン誘導ガイドラインの概要【女川駅前商業エリア編】～選ばれるまち女川をめざして～」（H30.7）により、まちなみデザインルールや色彩誘導基準を提示し、地域主導型で設置された委員会が、再建する店舗や事業者と建物デザインに関する協議を事前に行いながら、魅力的な景観形成に努めてきました。

同様に、高台の住宅地については「まちなみデザイン誘導ガイドライン～自慢したいまち女川をめざして～【住宅地編】」、道路、公園、河川等の公共施設については「女川町公共空間景観形成ガイドライン」（H27.8）により、町民及び公共施設管理者に対しても、良好な景観づくりの考え方や配慮事項を示してきました。

3. 要素別景観の特性

本町の景観資源が有する特性を考慮して、町内各地に広がる景観資源を面・線・点の3つに分類し、整理します。

《本町の要素別景観特性》



景観特性		景観要素	
面的景観	丘陵地景観	樹林地	
		稜線	
		主な山	
	市街地景観	住宅地	
		商業地	
		業務地	
		産業地	
		集落地	
		公園・広場	
		市街地の保安林	
		寺院・神社	
湾			
線的景観	広域幹線道路沿道景観	国道	
		県道	
	河川景観	河川	
点的景観	象徴的景観	女川駅、女川温泉ゆほぽ	
		震災遺構	
	特徴的な景観を有する地域	ランドマークとなる樹木	

① 面的景観

1) 丘陵地景観

本町の大部分を占める自然豊かな樹林地が市街地を取り囲むように丘陵地として広がっており、市街地から眺めることができる山肌は、自然を身近に感じる緑の景観を形成しています。さらに、黒森山や石投山、大六天山などの主な山が織りなす稜線が本町の特徴的な景観を形成しています。

2) 市街地景観

本町市街地の低地部は住宅以外の土地利用が集積しており、商業業務地、各種業務地、産業地に特化した市街地景観を有しています。産業地は女川湾に面して配置されており、海面と一体となった海辺景観を形成しています。一方、住宅地は主に高台に位置しており、震災復興事業により基盤施設が整備された整然としたまちなみが形成されています。離半島部では、復興事業により被災集落背後地の高台に居住地が移転され、浜ごとの集落地が形成されています。

商業業務地の復興事業においては、景観デザインに配慮しながら整備が進められており、シーパルピア女川等は、女川湾への眺望を活かした美しいまちなみがつくられています。市街地内の保安林や公園・広場など、緑を身近に感じられる環境も有しています。



《市街地を取り囲む
丘陵地と女川湾》

② 線的景観

1) 広域幹線道路沿道景観

国道 398 号及び国道 398 号バイパスは、町民や本町を訪れる人々の多くが通過する幹線道路であり、その沿道景観は、多くの人が車窓越しに目にする重要な線的資源となっています。町域西側の国道 398 号からは万石浦と集落地を臨む優美な海辺景観、町域東側の国道 398 号や主要地方道女川牡鹿線からは女川湾を見下ろす豪壮な海辺景観、また、市街地内の国道 398 号からは商業施設や産業施設等を臨む市街地景観を形成しています。

2) 河川景観

市街地を流れる女川（二級河川）は、下流部のブロック護岸と周辺の産業施設による景観及び一部復興事業による多自然河川を目指す景観、上流部は両岸に樹林地が迫る自然的な景観を形成しています。集落地を流れる大沢川（二級河川）の下流部は樹林地と産業施設の間を流れる景観、上流部は住宅や樹林地の脇を流れる景観を形成しています。

③ 点的景観

1) 象徴的景観

本町の中心部にある駅舎を併設した温泉温浴施設（以下「女川温泉ゆぼっぼ」という。）は、施設そのものが特徴的な外観を有しており、本町のまちなみのアクセントとなっているとともに、女川温泉ゆぼっぼから望むレンガみちと女川湾の眺望が魅力となっています。また、旧女川第一小学校跡地のヒマラヤスギなど、地域に愛されるランドマークとなる樹木も、地域の象徴的な景観を形成しています。

2) 特徴的な景観を有する地域

本町では、東日本大震災の教訓を後世に伝えるため、震災遺構である旧女川交番を市街地内に保存することとしました。復興事業により整然としたまちなみが整備されるなか、震災の爪痕を感じさせる特徴的な存在となっています。



《旧女川第一小学校の
ヒマラヤスギ》

4. 景観形成の課題

○景観を阻害する建築物等の建設を規制する

本町の震災復興事業においては、デザイン会議での検討などにより、美しく調和のとれた景観が作り上げられてきました。この良好な景観は、地域の魅力を引き立て、観光客や地域住民に安らぎと誇りをもたらしています。復興事業後もこの景観を維持・向上していくためには、景観を阻害する建築物等の建設を規制する必要があります。

○市街地から望める丘陵地景観の維持・保全を図る

本町の景観の一番の特徴はリアス海岸がつくる地形であり、その背後にある丘陵地景観がまちなかから見える大切な景観要素となっています。ここ数年、再生可能エネルギー発電設備の設置により、自然景観を損なうことが懸念され始めています。良好な景観形成を図っていくためにも、本町の誇りであるリアス海岸がつくる地形と丘陵地景観を維持・保全していく必要があります。

○町民の景観まちづくりへの参画意識を醸成する

景観の維持・保全においては、地域住民の協力が重要です。復興事業では、デザイン会議等を通じて、町民がまちづくりに参加する機運が醸成され、主体的に質の高い景観形成が行われた面もありました。一方、町民へのアンケート調査の結果、緑化に対する意識の低いことが分かりました。あらためて、行政と民間が一体となり、景観形成意識を醸成することが求められます。

○良好な景観形成を先導する公共施設の整備

震災復興事業の際に作り上げた景観形成への体制や取組は、今や復興事業の終了とともに縮小しました。しかし、本町の景観形成を推進していくためには、道路や公園、公共建築などの公共事業が新たな景観形成を率先して創造していく必要があります。

第3章 景観計画の基本目標、基本方針

1. 基本姿勢

女川町がめざす将来像は、「女川町総合計画 2019」において

「いのち」と「くらし」をみんなが紡ぐまち

と定めています。都市計画マスタープランにおいても、その実現のためのまちづくり方針を定めています。

景観形成は、町民の本町に対する愛着や誇りを高めるとともに、まちのアイデンティティを確立することに寄与します。また、景観形成によってまちのイメージを高めることにより来訪者から見たまちの価値が高まり、これにより経済的な効果などに波及することも期待されます。

本町の景観形成においては、震災を耐え抜いた女川らしさや、新たなまちに生きる人々の暮らしを先の世代へとつなぐことの重要性を踏まえ、東日本大震災から復興した新たなまちの姿を基本に、その景観を維持・保全し、さらに高めていく景観まちづくりを進めていきます。

具体的には、厳しい規制を設けて統一的な景観を目指すのではなく、大きくは緩やかな規制としながら、著しく景観を阻害する行為を制限することを主眼とします。ただし、女川駅前商業エリア周辺と公共事業については、各事業者、専門家、町民等を交えて調整を行い、更なる良好な景観の形成と魅力ある女川まちづくりを進めていくこととします。

2. 基本目標

本町は、海や山の自然、平地や傾斜地の家々が織りなす港町の景観が大きな特徴であり、景観形成の基本目標は、これを踏まえながら町が目指す将来像を見据えて次のように定めます。

女川の海と山とまちが調和する美しい景観を形成し、まちの個性と価値を高める

山々を背景に、まちなみから海へとつながる港町女川の景観は、町民のいわゆる原風景の基本であり、これを保全、継承し、さらに磨き、新たに創り出すことによってまちの個性と価値を高めていきます。

《市街地から海へと繋がる
女川湾周辺の景観》



3. 基本方針

基本目標を実現するために以下の3つの基本方針を設定します。

【基本方針1】

保つ : 美しい景観を保全し未来に継承します

本町は東日本大震災により甚大な被害に見舞われましたが、震災復興事業により形成された美しいまちの景観は、町民の新しい生活に馴染み、町外から多くの来訪者が訪れています。現在の美しい景観を保全するため、阻害要因の発現を規制するとともに、一部が自然公園に指定された山々の緑の景観や、波際の豪壮さと優美さを併せ持った海辺の景観など、海、山とまちが調和する美しい景観を保全し継承します。

《主な取組の方針》

- ・ 著しく景観を阻害する要因の発現の規制
- ・ 港町女川の特徴である海、山の美しい眺望景観の保全

【基本方針2】

磨く : 重要な景観資源を維持し磨いて質の高い景観を形成します

復興事業で作りに上げた良好な景観はまちの貴重な財産ですが、道路や建築物、工作物等から構成されるまちの姿は今後変化していくものです。現在の景観を基盤として、四季折々の自然と調和し、地域の個性や魅力を取り入れながら良好な景観の維持・向上を図り、町民、事業者、来訪者に愛される景観を創ります。そのために、公民が一体となって景観を構成する重要な資源を維持し磨いて、質の高い良好な景観形成を図ります。

《主な取組の方針》

- ・ 道路等公共施設の適切な管理による良好な景観の維持向上
- ・ 復興事業により整備されたゆとりある住宅地等における緑の景観の創出

【基本方針3】

創る : 本町のにぎわいや発展に寄与する新たな景観を創出します

景観は既存の姿を守るだけではなく、人々の価値観や社会の変化、建築物や公共施設の更新等に対応して、景観もまた更新、変化していくことが重要です。特に、多くの来訪者が訪れる女川駅前商業エリアの周辺は、震災から復興した女川を象徴する空間であり、時間の経過で色あせないようその魅力を一層高め、良好な景観を保全していきます。また、本町の新たなまちづくりや観光さらには交流、移住といった取組、振興にも寄与するよう、より魅力的な景観の創造を図っていきます。

《主な取組の方針》

- 商業エリアを含む都市機能を誘導・集約する区域を良好な景観形成を図る景観重点地区として指定
- 景観重点地区における町民や来訪者の賑わいを創出する魅力的な景観の形成
- 事業者、専門家、町民が参画する新たな景観検討組織によるより良い景観の創出

第4章 景観計画の区域と景観形成方針

1. 景観計画区域

本計画の対象となる範囲は、本町全体を対象とする行政区域全域とします。

2. 景観計画区域のゾーン・エリア区分

【ゾーン区分】

景観計画区域は土地利用、景観の特性を踏まえて緑のゾーン、海辺のゾーン、市街地ゾーンの3つの地域に区分します。

【エリア区分(市街地ゾーン)】

市街化区域を対象とする市街地ゾーンは土地利用の現況や計画、景観特性を踏まえて、住宅エリア、住・商・業務エリア及び湾岸エリアの3つのエリアに区分します。

【景観重点地区】

市街地ゾーンのうち、震災復興事業において重点的に景観形成を図ってきた「商業エリア」を含む地区を景観重点地区として設定します。

【眺望景観保全エリア】

本計画における眺望に係る制限は、山への眺望と海への眺望の2つについて設定します。

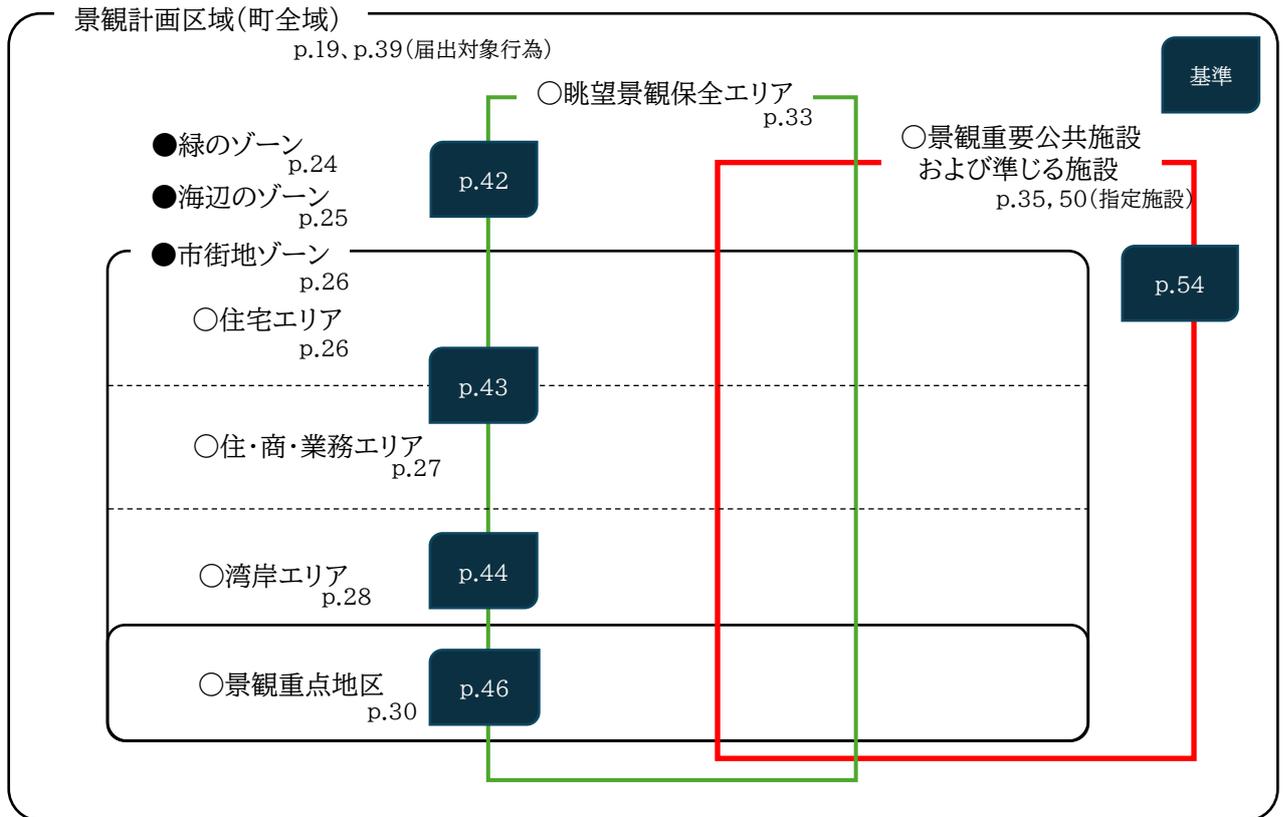
① 山への眺望を保全する範囲

山への眺望景観を保全する範囲を眺望景観保全エリア①と設定し、山肌の緑と稜線の景観の保全を図ります。

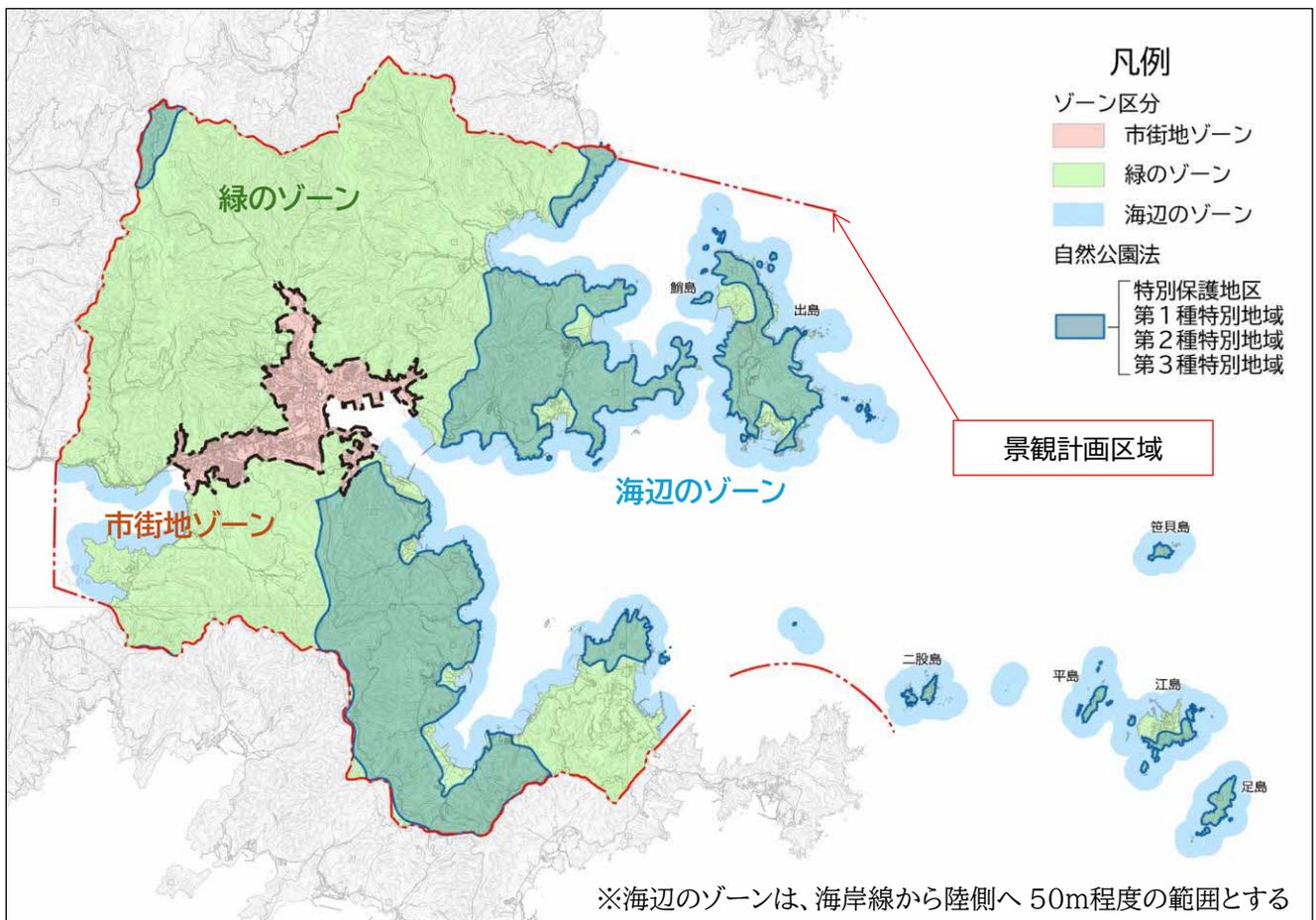
② 海への眺望景観を保全する範囲

海への眺望景観を保全する範囲を眺望景観保全エリア②と設定し、内湾・外洋の海への眺望と女川湾を取り囲む緑の景観を保全します。

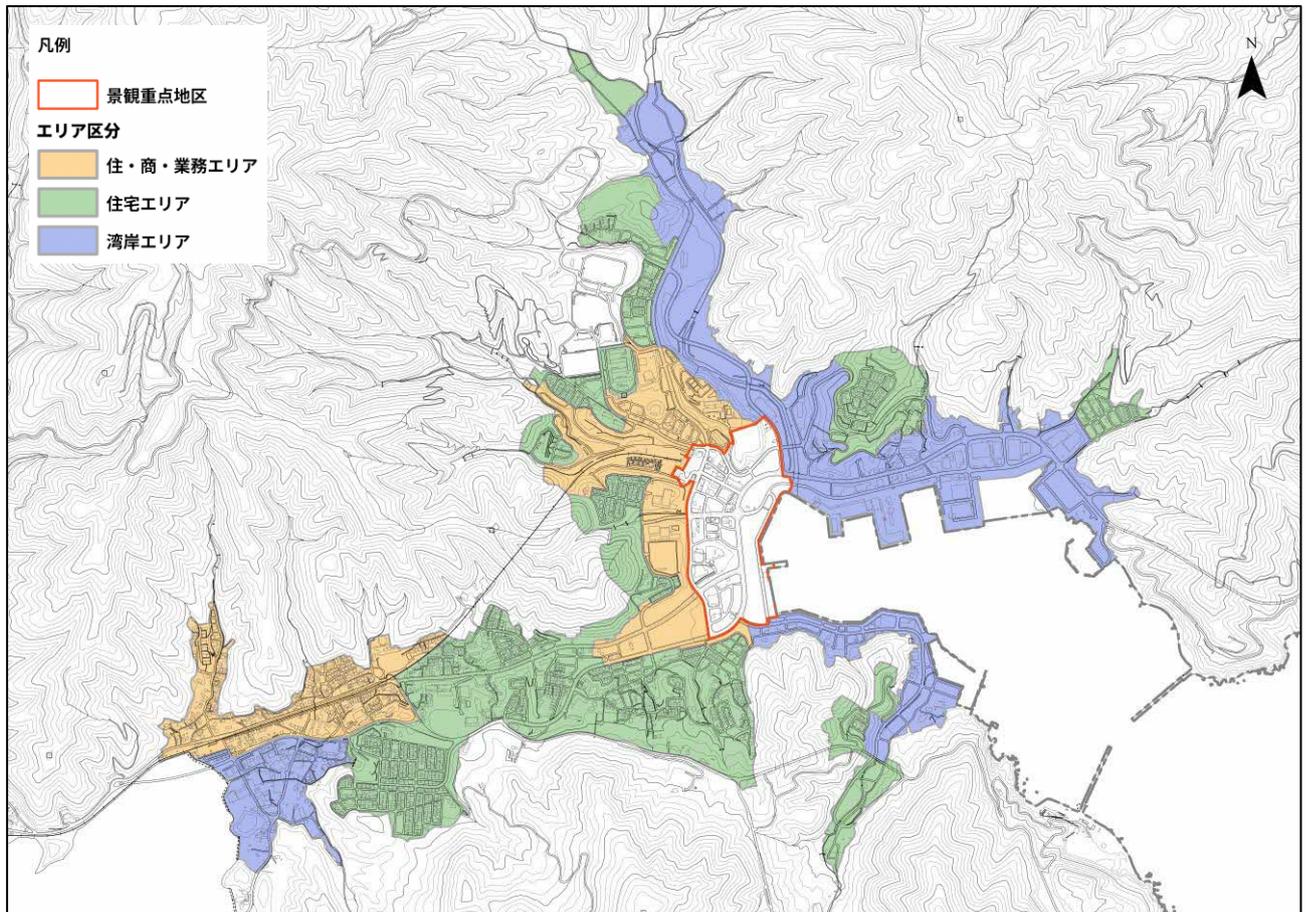
【体系図】



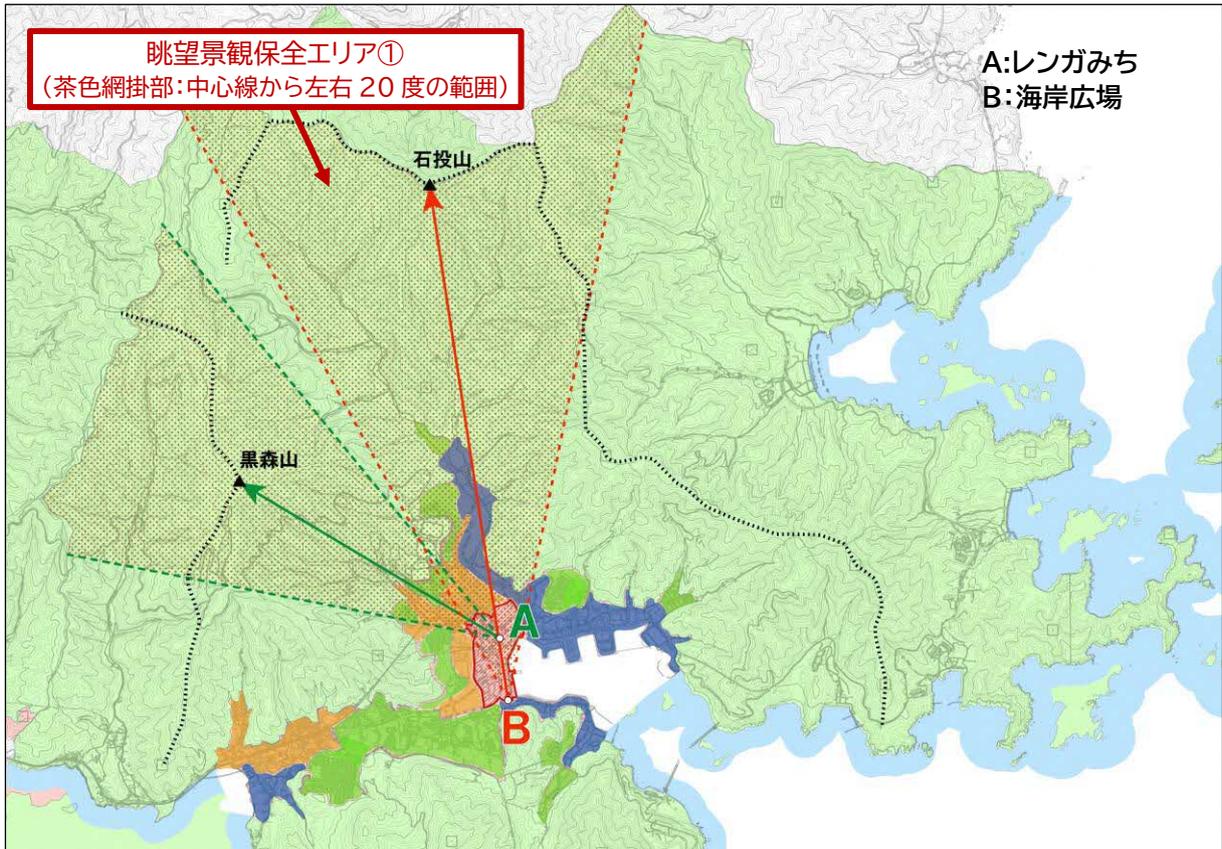
【景観計画区域とゾーン区分】



【エリア区分と景観重点地区】



【山への眺望景観保全エリア①】



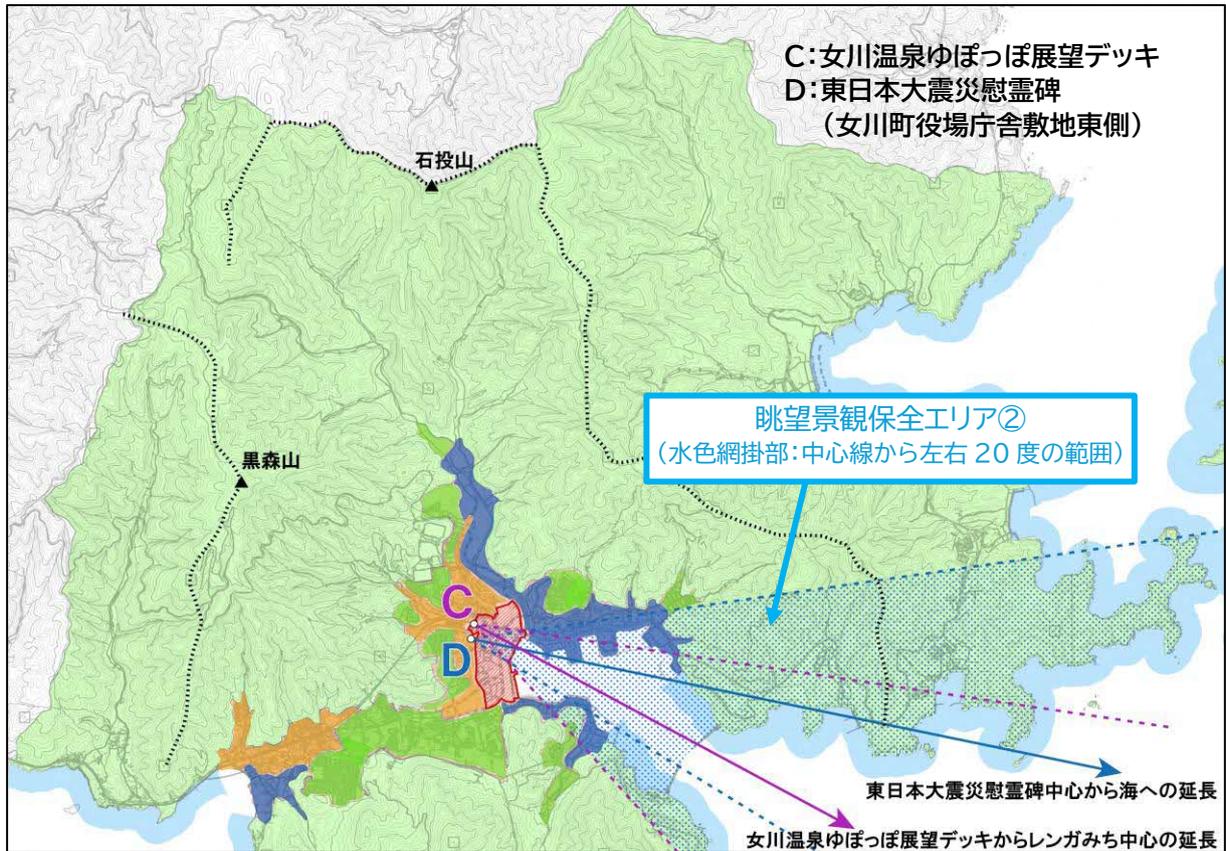
《視点場A：国道398号「レンガみち」横断歩道で高さ1.5mから見た眺望景観》



《視点場B：「海岸広場」通路南端で高さ1.5mから見た眺望景観》



【海への眺望景観保全エリア②】



《視点場C:「女川温泉ゆぼぼ」展望デッキで高さ 1.5m から見た眺望景観》



《視点場D:「東日本大震災慰霊碑」(女川町役場庁舎敷地東側)で高さ 1.5m から見た眺望景観》



3. 地域毎の景観形成の方針

(1) 緑のゾーン・海辺のゾーンの景観形成の方針

緑のゾーン

美しい海・海岸線に迫るような緑は、黒森山などを頂とする山々から連なる緑であり、町土の自然豊かな環境を形成するとともに海との鮮やかなコントラスト景観を形成する緑として、緑の自然環境及び眺望景観の保全を図っていきます。

1) 緑の自然環境の保全

黒森山や石投山、大六天山などの山々から広がる緑は、女川湾や万石浦などの海とともに本町景観の重要な要素であり、また住民生活に潤いをもたらす豊かな自然として、緑の自然環境の保全を図ります。

【建築物等の方針】

- 建築物等は緑の環境に溶け込み、景観と調和した高さ、形態、意匠及び色彩とする。
- 土地の改変、樹木の伐採等を行う場合は、もともとの地形を最大限に生かして人工的な印象を和らげ、当該地区の自然環境に配慮する。

2) 緑の眺望景観の保全

海や市街地から山々を望む山並みと緑の景観は、本町の代表的な眺望景観であり、先の世代に繋いでいくよう保全します。

【建築物等の方針】

- 山々の尾根が連なる稜線の周辺では工作物等（風力発電施設を含む）の高さが山の稜線を阻害しないよう、主要な眺望点からの眺望景観を保全する。
- 太陽光発電等の面的に広い工作物は、主要な眺望点から望む緑の眺望景観を阻害しないよう配慮する。

《美しい稜線と山肌》



《復興事業により高台移転した集落》



海辺のゾーン

太平洋に面する海岸は、陸地が海に迫るように張り出す特徴的なリアス海岸として美しい風致景観を有していることから、本町の象徴的な自然環境及び眺望景観として保全を図ります。

1) 海辺の自然環境の保全

海岸線が入り組んだ断崖や小さな浜辺等が特徴的な海岸は、自然公園法に基づき環境及び景観の保全を図るとともに、自然公園区域以外の海岸においても道路沿道の線的景観の保全を図ります。

【建築物等の方針】

- 建築物等は、海辺景観と調和した形態、意匠及び色彩とする。
- 自然公園法の特別保護地区、特別地域に指定されている区域*¹は、法に則り良好な風致景観を保全する。

* 1) 三陸復興国立公園の特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、硯上山万石浦県立自然公園の第3種特別地域に指定されている区域

2) 海岸の眺望景観の保全

主要な眺望点から見る海岸線の眺望景観は、来訪者も訪れる貴重な景観資源であることから、建築物や公共施設等においても眺望景観に配慮した整備を行います。

【建築物等の方針】

- 建築物等は、主要な眺望点からの眺望景観に配慮した高さ、形態、意匠及び色彩とする。
- 法面は可能な限り植生の再生に努め、周辺からの眺望景観に配慮する。

《復興事業により再整備された半島部の漁港》



(2) 市街地ゾーンの景観形成の方針

市街地は東日本大震災により広い範囲で甚大な被害を受けましたが、震災復興事業により港町女川の特性、景観に配慮した新たな市街地が整備・形成されました。市街地ゾーンにおいては、土地利用等の特性を踏まえながら、ひとつひとつの建築等の行為が女川のまちの景観をつくるとの認識のもと、建築物等がまちなみや眺めを阻害することなく、良好な市街地景観の維持・形成を図っていきます。

住宅エリア

市街地の高台や丘陵地に位置し、戸建て住宅と中高層共同住宅が主に立地する住宅地として良好な景観の形成を図ります。

1) ゆとりのあるまちなみの形成

住宅を中心とした既存の景観を阻害することのないよう、ゆとりのあるまちなみ景観の形成を図ります。

【建築物等の方針】

- 建築物等は既存のまちなみに溶け込み調和した高さ、形態及び意匠とする。
- 建築物の外壁、屋根の色は、背景の山々の緑や周辺の住宅と調和する色彩とする。
- 敷地の境界は、建築物壁面の後退によりゆとりのある環境をつくる。
- 道路との境界は道路空間と一体感のある開放的なしつらえとする。

2) 緑豊かな住宅地景観の形成

良好な環境で快適に住み続けられるよう、緑と潤いのある住宅地景観の形成を図ります。

【建築物等の方針】

- 敷地内の緑化に努め、潤いのある緑の環境づくりを図る。
- 敷地内の法面は、スペースを活かし緑化を図る。
- 土留め並びに擁壁は、圧迫感を軽減し潤いをもたらす良好な景観の創出に努める。

《敷地内を緑化した住宅》



《道路との境界を開放的にした住宅地》



住・商・業務エリア

高台に公共施設等が集約する市街地として、また、住宅、商業、業務等が併存立地し、買物、通学、行政サービスなど町民が行き交う市街地として良好な景観の形成を図ります。さらに、震災復興事業の宅地造成により土留めや擁壁、法面が多くのある場所で見られることから、その光景が殺風景とならないよう良好な景観の形成を図ります。

1) 住・商・業務等の各施設が調和した景観の形成

住宅と商業、業務施設さらには大規模な公共施設等が併存し、また、不特定多数の人々が行き交う市街地として、それぞれの建築物等が調和する良好なまちなみ景観の形成を図ります。

【建築物等の方針】

- 建築物等は既存のまちなみに溶け込み調和した高さ、形態及び意匠とする。
- 建築物は近隣の住宅等に圧迫感を与えない隣棟間隔及び高さとする。
- 建築物の外壁、屋根等の色は、周辺のまちなみや背景の山々の緑と調和した色彩とする。
- 中高層建築物は、敷地境界からの建築物壁面の後退によりゆとりのある環境をつくる。

2) 町の景観を印象づける景観の保全

生活利便施設が立地する地区であり、町の景観を印象づけるエリアとして景観に配慮した良好な景観の形成を図ります。

【建築物等の方針】

- 法面の緑化や敷地内の緑化に努め、潤いのある緑の環境づくりを図る。
- 敷地境界の全面を擁壁やフェンスで囲うことは避け、開放的なしつらえに努める。

《国道 398 号沿いのまちなみ》



《法面が緑化された町庁舎》



湾岸エリア

女川湾及び万石浦に面する市街地内の湾岸エリアは、港町・女川を象徴する地域であり、また東日本大震災の復興事業により再整備された産業復興の象徴的な地区として、良好な湾岸景観の保全・形成を図っていきます。

1) 海辺景観の保全・形成

復興事業により再整備した女川湾エリアの良好な景観の維持・形成を図るとともに、万石浦に面する既存の湾岸エリアにおける海辺景観の保全・形成を図ります。

【建築物等の方針】

- 建築物等は、長大な壁面を避け、海辺や湾の地形と調和する高さ、形態及び意匠とする。
- 建築物の外壁、屋根の色は、海の色や周辺の緑と調和する色彩とする。
- 建築物は隣接する市街地に圧迫感を与えない壁面、高さとする。
- 法面の緑化や敷地内の緑化に努め、緑の環境づくりを図る。
- 敷地境界の全面を擁壁やフェンスで囲うことは避け、開放的なしつらえに努める。

2) 海・山を望む眺望景観の保全

海に面する湾岸エリアは、山々を望む眺望景観並びに市街地や高台から海を望む眺望景観に大きく映り込む区域であることから、それぞれの眺望景観に配慮して良好な景観形成を図ります。

【建築物等の方針】

- 工作物を含む建築物等は市街地や高台から海を望む、海や海辺から山々を望む眺望景観と調和する高さ、形態及び意匠とする。

《高台から見る女川湾》



《対岸から見る漁港関連施設》



4. 景観重点地区の景観形成の方針

(1) まちづくりの取組の方向

震災復興事業において本町の新たな顔となる景観を形成した女川駅前、鷺神浜商業エリアを景観重点地区として位置づけ、先人達が育ててきた美しい自然、歴史や風土を大切にしながら、居心地の良い商業空間の保全を図るとともに、魅力あふれる新たな景観の創造に努めます。

景観形成の目標・方針等については、復興事業において策定した「まちなみデザイン誘導ガイドラインの概要【女川駅前商業エリア編】」、「まちなみデザイン誘導ガイドライン【住宅地編】」、「女川町公共空間景観形成ガイドライン」を踏襲することを基本とします。

基本コンセプト

- 海と緑と賑わいあふれるみんなが使える空間をつくります。
- 地場産業の有機的連携により、新たなにぎわいと自然景観に調和した癒しの空間を創出します。
- 町民や観光客が豊かな海や自然を享受しながらまち歩きを楽しみ、憩えるまちづくりをします。

魅力的なまちなかは、町への愛着や誇りを生み、町に賑わいと活気を呼び起こす原動力となり、訪れる人を魅了し、心を惹きつけるという好循環を生み出すことから、当地区におけるまちづくりの取組の方向を次のように定め、これを踏まえた景観形成を行います。

【まちづくりの取組の方向】

1. 自然と調和した美しい「まちなか景観」の実現を目指します。
2. 港町の個性が競う商業街区を目指します。
3. 個性を競いながらも連続性を持たせる商業街区づくりを目指します。
4. 楽しくまち歩きができる安全で魅力的な「まちなか」を目指します。
5. 各事業者、専門家、住民を交えて調整を図り、官民が協働して個性あるまちなみづくりに取り組みます。

(2) 景観形成の方針

1) 歩いて楽しめるまちなみの形成

訪れた人々が楽しくまち歩きができるよう、建築物の連続性や道路からの見え方、入りやすさなど歩いている人が楽しめるよう建築物等を工夫し、景観の形成も図ります。

【建築物等の方針】

- 建築物は、店舗等の表情が見えるようにできるだけ前面道路に寄せ、駐車場は建物の横や裏側に配置するよう努める。
- 建築物周辺におもてなし空間をとり、建物内と前面道路の連続性の確保に努める。
- 道路から建築物に人が入りやすい、立ち寄りやすい入り口や空間を演出する。

2) まちなみに配慮した屋外空間の形成

まちなかの象徴の場として、自然と調和した潤いのある美しい環境を形成するとともに、まち歩きが楽しくなる憩いとやすらぎの屋外空間の形成を図ります。

【建築物等の方針】

- 敷地内に公共性の高い小広場や路地を確保するよう努める。
- まちなみに潤いと季節を感じるよう、敷地内にシンボルツリーを植えるなどの緑化に努める。
- 敷地境界に擁壁、ブロック塀、柵、フェンスを設置することを極力避ける。
- 敷地境界の段差や高低差は、道行く人の目を楽しませる工夫に努める。

《店舗等のまちなみとオープンな敷地》



《道路・通路沿いの緑化された空地》



3) まちなみに配慮した建築物等の誘導

建築物等の形態、意匠及び色彩だけでなく、建築物の用途も一体となって調和・連続し、港町女川の個性が表出することで、にぎわいが生まれるまちなみの形成を図ります。

【建築物等の方針】

- 建築物の屋根は、高台や周辺からの眺望景観に配慮しまちなみや周囲の山並みと調和した形状、向き及び色彩とする。
- 建築物の外壁は、道路に面して入口を設け、まちなみと調和した意匠、色彩とする。
- 建築物の低層階は、商業・サービス業系の用途を配置するとともに魅力のある意匠とする。
- 建築物の屋内、屋外に照明を用いてまちなみの夜間景観を演出するよう努める。

《統一・調和した店舗等》



《まちなみに配慮した付帯設備》



4) まちなみに配慮した工作物の設置

屋外広告物は宮城県屋外広告物条例及び道路法を遵守するとともに、当地区のまちなみ景観の向上に寄与するデザインとします。

レンガみちは無電柱化の維持に努め、その他の宅地等は電線類を地中化し、架空線を用いないよう努めます。地区内の道路の無電柱化は今後別途検討するものとします。

【建築物等の方針】

- 屋外広告物は、景観に影響を与えるような設置は行わない。
- 屋外広告物は、まちなみと調和した意匠、色彩等とする。
- レンガみち（町道駅前3号線～海岸3号線）は、無電柱化の維持に努める。
- 宅地内及び広場等の電線類は、地中化し架空線を用いないよう努める。

5) まちなみに配慮した空き地等の修景

本町の中心に位置しにぎわいの拠点となる地区であることに配慮し、平面駐車場、空き地等並びに道路、公園等公共施設の修景を図ります。

【建築物等の方針】

- 平面駐車場及び空き地、建築等工事中の敷地などは周辺の景観に配慮して修景する。
- 長期間設置する仮設物等は景観を損なわない配置、形態、色彩等とする。

《まちなみと調和した屋外広告物》



《緑化された平面駐車場》



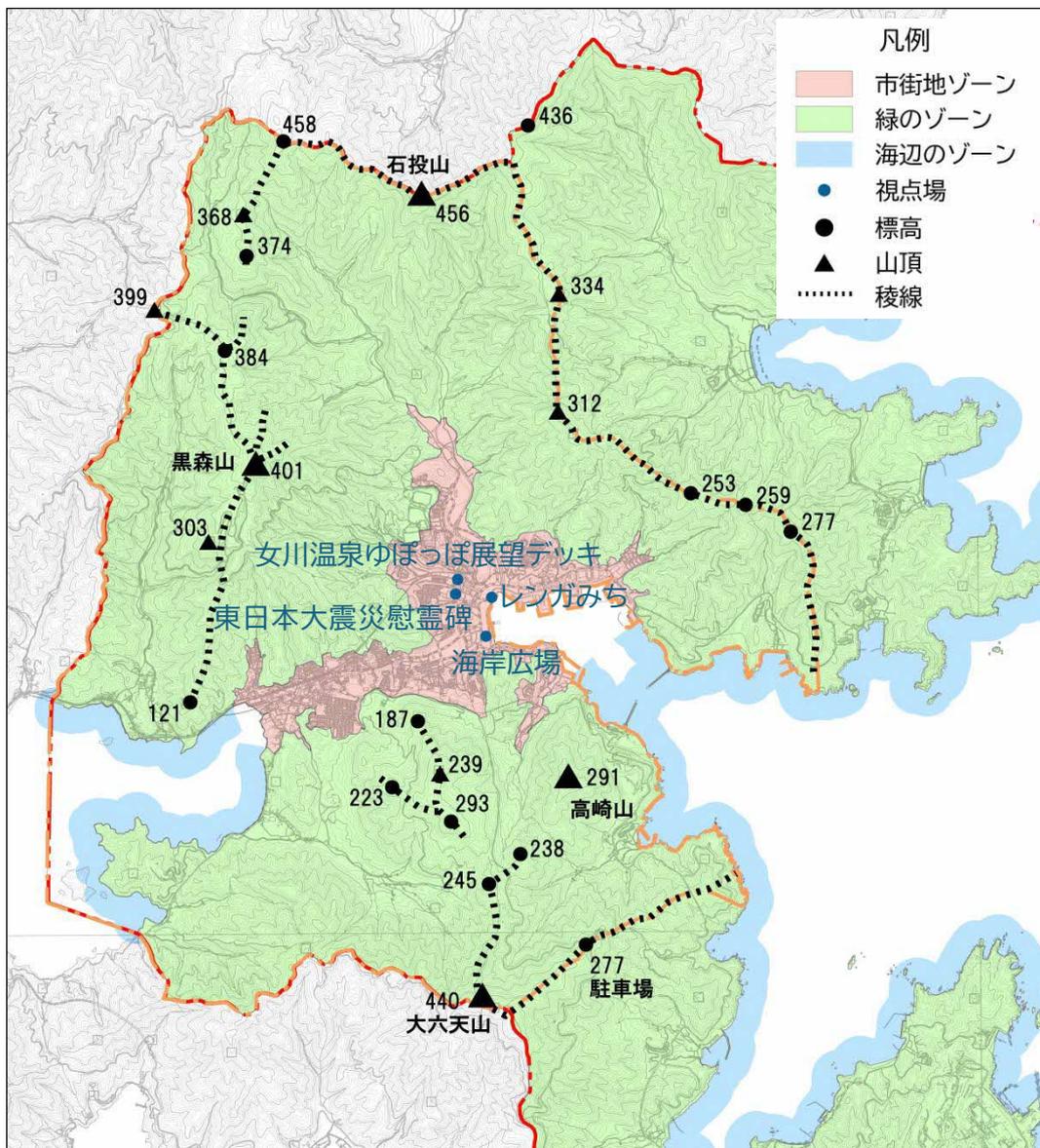
5. 眺望景観保全の方針

(1) 視点場

豊富な自然景観を有する本町は、三陸復興国立公園、硯上山万石浦県立自然公園に指定され、町民は日々生活の中でその美しさに触れています。特に海、山、まちが織りなす眺望景観は、町の原風景であり、町及び町民の重要な財産として保全し、先の世代に繋いでいく必要があります。

眺望景観は、市街地から海を望む景観と、海、低地部から緑の山々を望む景観の大きく2つに分けられますが、それぞれの主な視点場は下図のような地点が挙げられます。

《眺望景観の保全における視点場》



(2) 視点場からの景観保全の方針

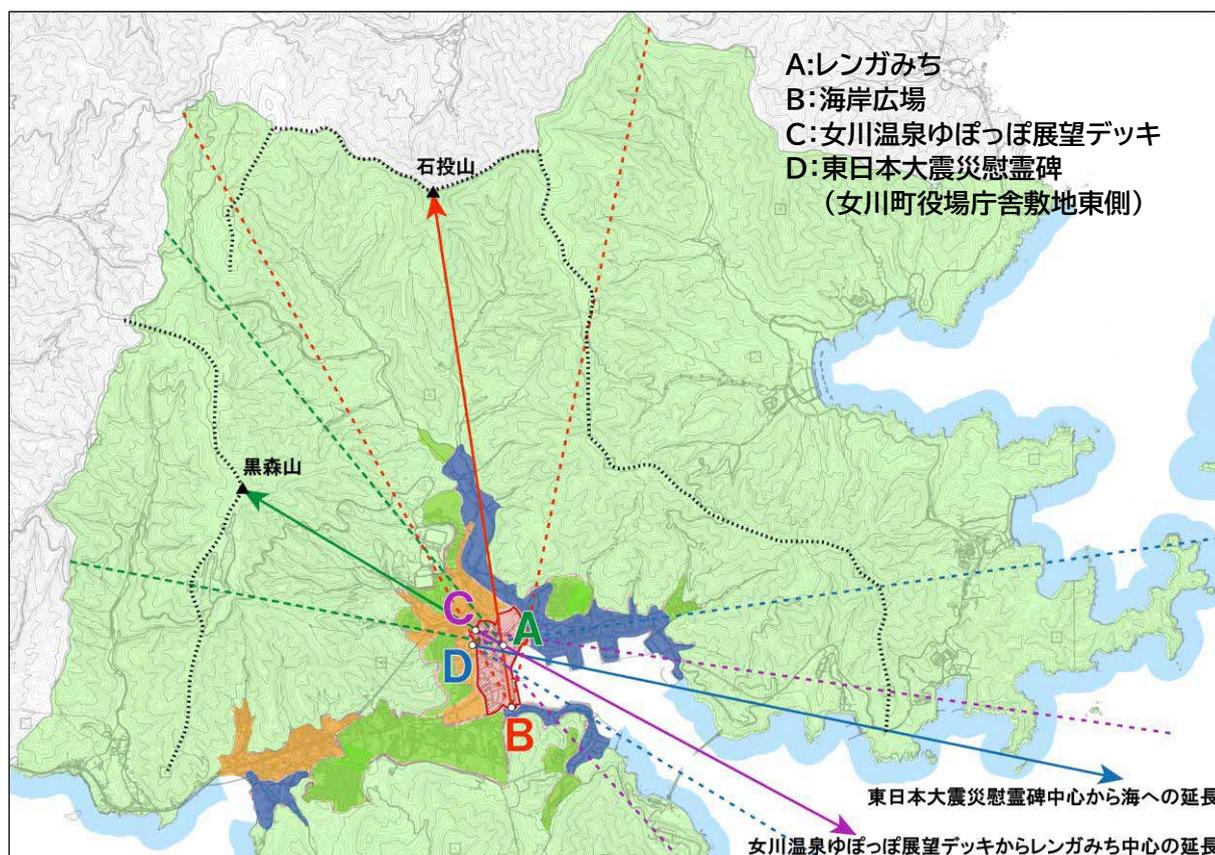
海を望む眺望景観と背後の山々を望む眺望景観のうち、それぞれの主な視点場から見る眺望景観の保全の方針を次のように設定します。

【眺望景観の保全の方針】

- 建築物・工作物は内湾・外洋の海の景観及び山々の山肌の緑・稜線を阻害しないよう配慮する。
- 建築物・工作物は眺望景観を損なわない調和した形態・意匠とする。
- 建築物・工作物は海や緑の眺望景観と調和した色彩とする。
- 再生可能エネルギー発電設備等も上記のとおりとする。

なお、眺望景観の保全を図る範囲は、A～Dの各眺望点から山頂又は海に向かう中心線を引き、そこから両側に20度の範囲で設定します。

《眺望の範囲》



6. 公共施設の景観形成の取組方針

(1) 公共施設の景観形成の取組の方針

まちづくりにおいて整備される道路や公園、河川、漁港・港湾等の公共施設は、建築物、工作物とともに景観の骨格を構成する重要な要素です。

このため、本町の景観形成上重要な公共施設については、良好な景観を形成する先導的な役割を担う施設として景観重要公共施設に位置づけ、良好な景観形成の推進を図ります。

(2) 景観重要公共施設の指定の方針

公共施設は良好な景観の形成上、重要な要素の一つであることから、景観計画では、公共施設の管理者と協議し、その同意の上で、道路、河川等のうち良好な景観の形成に重要なものの整備に関する事項を定めることができます。(景観法第8条第2項第4号ロ)

本計画では、景観計画区域内において、良好な景観形成を図る上で重要な公共施設を景観重要公共施設に指定し、景観形成を先導します。

【景観重要公共施設の指定の方針】

- 女川町の景観の骨格又は重要な要素となっている施設を指定する
- 来訪者に女川町の景観を印象づける施設を指定する
- 震災復興事業において整備した眺望軸を指定する

なお、景観重要公共施設の指定ならびに景観形成に当たっては、施設管理者と協議、同意を得て進めていくとともに、都市景観の形成に専門的な知識を有する者の意見を取り入れ、景観形成の維持、形成を図ります。

(3) 景観重要公共施設に準じて取り扱う施設

本計画では、景観重要公共施設以外の公園・広場や町有施設の敷地等を、景観重要公共施設に準じて取り扱うものとします。これらの景観形成においては、景観重要公共施設の手続きと同様にして、良好な景観形成に努めます。

【景観重要公共施設に準じて取り扱う施設】

- 震災復興事業において、海を望む眺望軸として整備した都市公園以外の公園や町有施設の敷地等
- 女川駅前広場、海岸広場（眺望軸のみでなく広場全域）

7. 公共建築物等の景観形成の方針

前項の景観重要公共施設と同様に、国又は地方公共団体が行う建築・建設等の行為（以下「公共建築物等」という。）についても景観形成を図るために、先導して景観に配慮した形態・意匠とする必要があります。景観法では公共建築物等は、届出ではなく通知をすることとされていますが、これに一般の行為と同様に事前協議を義務付けます。また、都市景観の形成に専門的な知識を有する者の意見を聴くことができる体制を整え、地域の良好な景観形成に資する公共建築物等を整備していきます。

公共建築物等の対象行為は、37～38 ページ「第5章 良好な景観形成に向けた行為の制限に関する事項」の「1. 届出対象区域・行為」に示す対象行為と同等とします。

第5章 良好な景観形成に向けた行為の制限に関する事項

1. 届出対象区域・行為

本計画における届出対象行為は、下表のとおりです。（公共建築物等も含みます。）

■ 緑のゾーン、海辺のゾーン、市街地ゾーン（景観重点地区を除く）

項目		届出対象行為	
建築物※	新築、増築、改築若しくは移転	高さ10m以上 又は延べ面積300㎡以上となるもの ただし、100㎡未満の増築を除く	
	外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10m以上 又は 延べ面積300㎡以上のもの のうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付 面積の1/2以上のもの	
工作物※	・新設、増築、改築 若しくは移転 ・外観を変更すること となる修繕若しくは 模様替又は色彩の 変更	電力、通信柱	届出不要
		電力、通信鉄塔	眺望景観保全エリア内で高さ10m以上のもの
		上記以外	以下のいずれかのもの ・高さ10m以上（擁壁は2m以上）（風力発電施設 の場合はブレードを含む高さとする） ・築造面積500㎡以上となるもの 外観を変更する場合は、上記規模となるもの うち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付 面積の1/2以上のもの
開発行為（都市計画法第4条第12項 に規定するもの） ※緑のゾーン又は海辺のゾーンの眺 望景観保全エリアに限る		面積が1,000㎡以上のもの	
木竹の伐採 ※緑のゾーン又は海辺のゾーンの眺 望景観保全エリアに限る		全伐の伐採面積が500㎡以上のもの	

※特定届出対象行為

景観法第17条第1項に基づき、形態意匠の制限に適合しない場合、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる行為（特定届出対象行為）は、上表に示す建築物の建築等及び工作物の新設等の行為とします。

なお、これらの行為のうち、次の行為については対象外とします。

- ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の新設等
- ・仮設の工作物の新設等
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・上記の他通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で景観法施行令第8条に掲げる行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為

- 自然公園法及び宮城県立自然公園条例の特別保護地区、特別地域における行為（当該地区等における建築物の新築等は別途、優れた風致景観を嚴重に維持するため法及び県条例に基づき許可制で行われるため）

■ 景観重点地区

項 目		届出対象行為	
建築物※	新築、増築、改築若しくは移転	建築確認申請が必要なもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの	
工作物※	<ul style="list-style-type: none"> ・新設、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 	電力、通信柱	高さ10m以上のもの
		電力、通信鉄塔	高さ10m以上のもの
		上記以外	以下のいずれかのもの <ul style="list-style-type: none"> ・高さ10m以上となるもの（風力発電施設の場合はブレードを含む高さとする） ・築造面積100㎡以上となるもの ・工作物の確認申請が必要となるもの 外観を変更する場合は、上記のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）		面積が100㎡以上のもの	
木竹の伐採		全伐の伐採面積が100㎡以上のもの	
物件の堆積		高さ2m以上かつ堆積面積100㎡以上のもの	

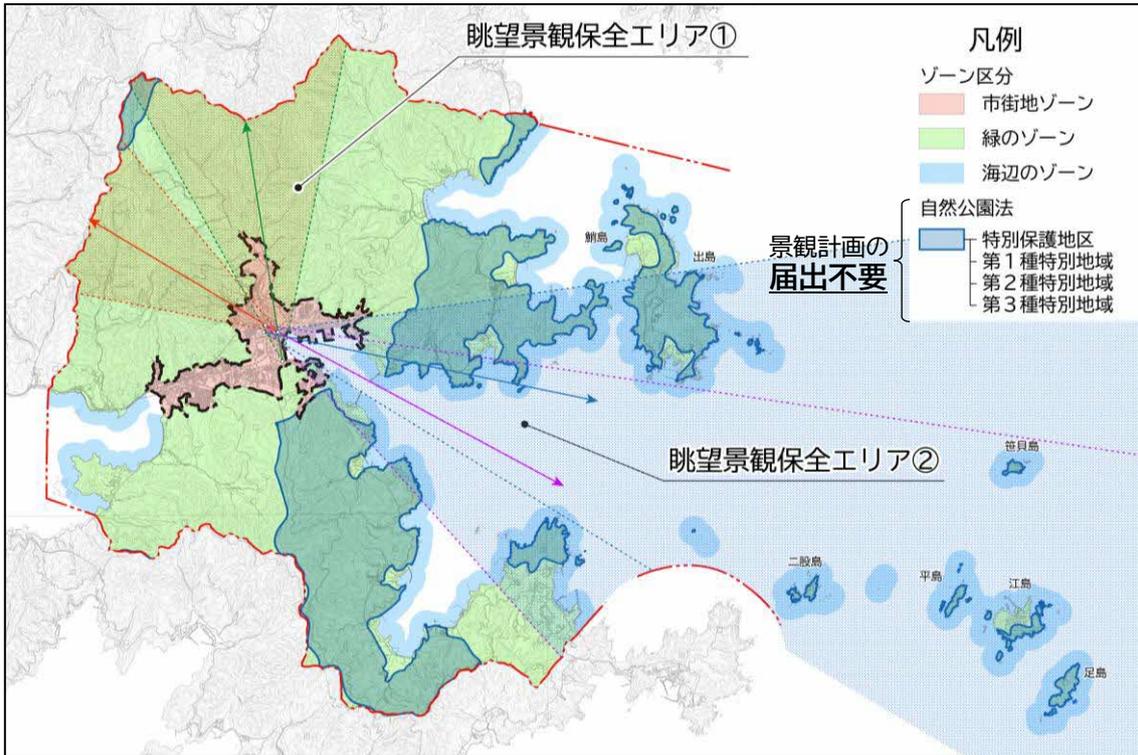
※特定届出対象行為

景観法第17条第1項に基づき、形態意匠の制限に適合しない場合、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる行為（特定届出対象行為）は、上表に示す建築物の建築等及び工作物の新設等の行為とします。

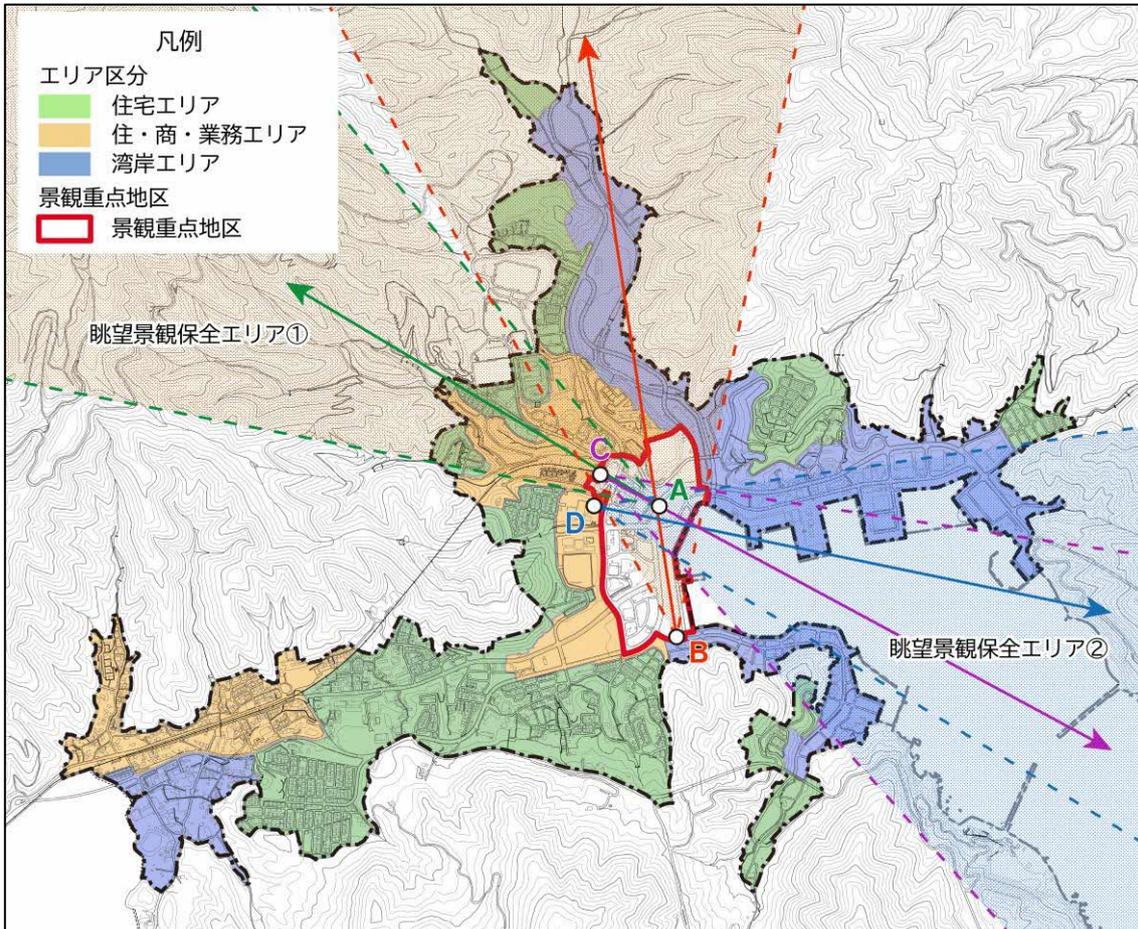
なお、これらの行為のうち、次の行為については対象外とします。

- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の新設等
- 仮設の工作物の新設等
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 上記の他通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で景観法施行令第8条に掲げる行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

《景観計画区域とゾーン区分》



《エリア区分と景観重点地区及び眺望景観保全エリア（拡大図）》



2. 事前協議制度

景観法の規定による届出は、行為着手の 30 日前と定められており、その時点では通常、設計が完了しているため、景観形成基準への適合の協議や指導を実施するのは難しい場合があります。そのため、本町では事前協議制度を設け、景観行政団体である女川町と事業主体とが、設計の検討段階において景観形成基準への適合について協議を行うこととします。協議にあたっては、景観に関する専門家から助言を受けることができるものとし、将来に渡って質が高く一貫性のある都市デザインを目指します。

① 事前申出

- ・届出対象となる行為を行う事業者は、計画や設計の着手時に、事業の場所や建築物等の主要用途等を町へ申出ることとします。

② 設計段階

- ・町は、設計段階では、形態、意匠、配置などについて、女川町景観計画に基づき助言を行います。
- ・事業主体は、次のとおり必要な書類を作成し、町へ提出することとします。
事業内容、事業コンセプト、景観への配慮、現況写真、付近見取図（位置図）、配置図、平面図、立面図、イメージパース、色彩計画図
- ・町は、専門家からの助言を踏まえた調整内容を事業主体へ書面で通知します。必要に応じ、専門家から助言を受ける場合に開催する景観まちづくり会議への出席を要請することがあります。

③ 設計完了

④ 法定の届出

- ・事業主体は景観法第 16 条に規定する届出を行います。

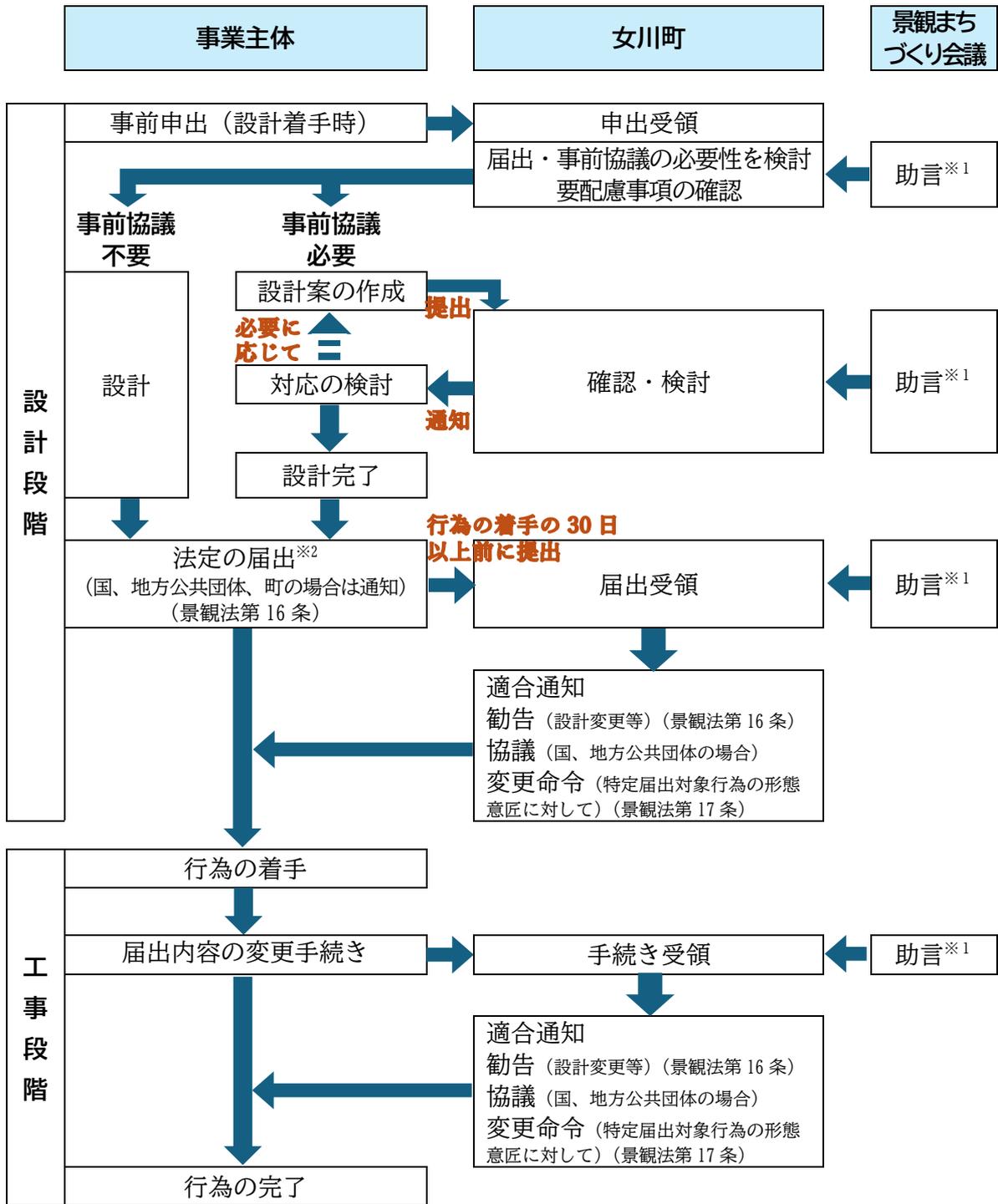
⑤ 行為に着手

- ・町が法定の届出を受理してから 30 日を経過した後に行為に着手しなければなりません。
- ・届出内容が景観計画に適合している場合、町の判断で行為の着手制限を解除する場合があります。（景観法第 18 条）

⑥ 工事施工段階

- ・法定の届出後に色彩計画を変更する場合は、当該工事の着手前に届出を行います。
- ・事業主体は、必要な書類を作成し、町へ提出することとします。景観法に基づく届出は、行為着手の 30 日前までと定められていますが、良好な景観を形成するには短期間であることから、あらかじめ町と事業者等が事前相談及び事前協議を行う仕組みを設けます。

手続きフロー(建築物、工作物等の場合)



※1 必要に応じ景観まちづくり会議を開催します。ただし、本町が実施する建築・建設等の行為については、軽微な場合を除き、景観まちづくり会議を開催することを原則とします。

※2 「法定の届出」にあたっては、関連する建築確認、開発許可等の申請の内容と齟齬がないよう留意します。

3. 景観形成基準

本計画における景観形成基準は、景観形成の方針を基に、町域全体をゾーン・エリアに区分して定めます。

(1) 緑のゾーン、海辺のゾーン

緑のゾーン及び海辺のゾーンの景観形成基準は、以下のとおりです。

行為	項目	景観形成基準					
建築物	形態・意匠	・屋根及び壁面の形態・意匠は、自然との調和を乱さないものとします。					
	色彩	・屋根及び壁面の色彩は自然との調和を乱さないものとします。 ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R~5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table> ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。	色相	彩度	5R~5Y	6 以下	その他
色相	彩度						
5R~5Y	6 以下						
その他	4 以下						
工作物(太陽光発電設備、風力発電設備を含む)	形態・意匠	・周辺の風致景観と不調和でない形態とします。					
	色彩	・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま ^{注1} とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。					
建築物及び工作物(太陽光発電設備、風力発電設備を含む)	配置・位置・高さ ※眺望景観保全エリア内に限る	[眺望景観保全エリア①] ・視点場 ^{注2} A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぼの高さを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 [眺望景観保全エリア②] ・視点場C(女川温泉ゆぼっぼ)展望デッキから見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場D(東日本大震災慰霊碑)から見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。					
開発行為・木竹の伐採 ※眺望景観保全エリア内に限る	配置・規模・形態	・周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。					
	緑化等	・法面は可能な限り植生の再生に努め、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。					

注1 素地のまま:使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色など。

注2 視点場A~D:p.22 及び p.23 を参照

(2) 市街地ゾーン（景観重点地区を除く）

1) 住宅エリア、住・商・業務エリア

住宅エリア、住・商・業務エリアの景観形成基準は、以下のとおりです。

行為	項目	景観形成基準					
建築物	配置・位置	・建物の壁面線は敷地境界から後退させ、ゆとりのあるまちなみを創出します。					
	形態・意匠	・屋根及び壁面の形態・意匠は、周囲と調和したものとします。					
	外構・緑化等	・敷地外から見える箇所の緑化に努めます。 ・道路との境界は開放的なしつらえとし、圧迫感を軽減します。					
	色彩	<p>・周辺環境と調和するよう、壁面・屋根の色と素材に配慮します。 ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積（看板・サインを含む）の 20% 以下の範囲で使用できるものとします。</p>	色相	彩度	5R～5Y	6 以下	その他
色相	彩度						
5R～5Y	6 以下						
その他	4 以下						
工作物	形態・意匠	・周囲から突出する奇抜な形態・意匠は避け、周囲との調和に配慮します。					
	色彩	・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま ^{注1} とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色（ダークグレー）又は溶融亜鉛メッキ（つや消し）を基本とします。					
建築物及び工作物（風力発電設備を含む） ※眺望景観保全エリア内に限る	配置・位置・高さ	<p>[眺望景観保全エリア①]</p> <p>・視点場^{注2}A（レンガみち）から見て、女川温泉ゆぼっぼの高さを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p> <p>・視点場 A（レンガみち）から見て、黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p> <p>・視点場B（海岸広場）から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p> <p>・視点場B（海岸広場）から見て、石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p>					

注1 素地のまま：使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色など。

注2 視点場 A～D：p.22 及び p.23 を参照

2) 湾岸エリア

湾岸エリアの景観形成基準は、以下のとおりです。

行為	項目	景観形成基準																		
建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な壁面を避け、周囲と調和した形態・意匠とします。 																		
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化に努めます。 ・道路との境界は開放的なしつらえとし、圧迫感を軽減します。 																		
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の推奨色は、無彩色の高明度の色彩とします。 ・屋根・屋上の推奨色は、無彩色の明度の低い色彩とします。 <p style="text-align: center;">《外壁・屋根・屋上の推奨色》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁</td> <td>無彩色(N)</td> <td>7以上9以下</td> </tr> <tr> <td>屋根・屋上</td> <td>無彩色(N)</td> <td>3以上6以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・推奨色以外の場合、外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R~5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・推奨色以外の場合、外壁や屋根など、外観の大きな面の要素は統一した色合いとします。 ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。 ・アクセントカラーの彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを推奨色とします。 <p style="text-align: center;">《アクセントカラーの推奨色》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全て</td> <td>6以下</td> </tr> </tbody> </table>	部位	色相	明度	外壁	無彩色(N)	7以上9以下	屋根・屋上	無彩色(N)	3以上6以下	色相	彩度	5R~5Y	6以下	その他	4以下	色相	彩度	全て
部位	色相	明度																		
外壁	無彩色(N)	7以上9以下																		
屋根・屋上	無彩色(N)	3以上6以下																		
色相	彩度																			
5R~5Y	6以下																			
その他	4以下																			
色相	彩度																			
全て	6以下																			

行為	項目	景観形成基準
工作物	形態・意匠	・周囲と調和した形態・意匠とします。
	色彩	・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま ^{注1} とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。
建築物及び工作物 (風力発電設備を含む) ※眺望景観保全エリア内に限る	配置・位置・高さ	[眺望景観保全エリア①] ・視点場B ^{注2} (海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 [眺望景観保全エリア②] ・視点場C(女川温泉ゆぼっぼ)展望デッキから見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場D(東日本大震災慰霊碑)から見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。

注1 素地のまま:使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色など。

注2 視点場 A~D:p.22 及び p.23 を参照

(3) 景観重点地区

景観重点地区の景観形成基準は、以下のとおりです。

行為	項目	景観形成基準					
建築物	配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等の表情が道路から見えるように前面道路に寄せるなど建築物の配置・位置に配慮し、駐車場の配置を工夫します。 ・建物内と前面道路の連続性確保に努めます。 ・人が立ち寄りやすいよう、建物の内と外を繋ぐ中間領域(テラス、軒下、前庭等)の創出に努めます。 					
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・海から見た屋根形状に配慮します。 ・道路に面する建築物の外壁は、開口部を配置して周囲のまちなみとの調和に配慮します。 ・まちなみと調和するよう、建物附帯設備の修景に努めます。 ・建物の1階部分は、店舗・サービス施設が入居するよう配慮します。 ・日よけテントや庇の設置など、日除け・雨除けのために配慮します。 ・敷地内照明の設置や透過性のあるシャッターを使用するなど、夜間のまちなみに配慮します。 					
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界の段差や高低差は、道行く人の目を楽ませる工夫に努めます。 ・敷地のオープンスペース化を検討し、広場や路地・通りとして使える空間を作るよう努めます。 ・シンボルツリーなど、敷地内の緑化に努めます。 ・敷地境界に擁壁、フェンスを設置することを極力避けます。 ・まちなみと調和するよう、看板・屋外掲示物の修景に努めます。 ・広告物は、自家用広告物や道標・案内図板といった必要性の高いもののみ表示します。 					
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R~5Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の 20%以下の範囲で使用できるものとし、 ・設備類は、外壁のベースカラーと違和感のない色彩を基調とします。 	色相	彩度	5R~5Y	4 以下	その他
色相	彩度						
5R~5Y	4 以下						
その他	2 以下						

行為	項目	景観形成基準								
工作物	配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観に調和するよう努めます。 ・レンガみち沿いには電柱類・電線類・支線類を設置せず、地中埋設等に努めます。 ・宅地内及び広場等の電線類は、地中化し架空線を用いないよう配慮します。 								
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観に調和するよう努めます。 								
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・法面は可能な限り植生の再生に努めます。 								
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま^{注1}とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>3以上7以下</td> </tr> <tr> <td>線材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>2以上4以下</td> </tr> </tbody> </table>	部位	色相	明度	面材	無彩色(N)	3以上7以下	線材	無彩色(N)
部位	色相	明度								
面材	無彩色(N)	3以上7以下								
線材	無彩色(N)	2以上4以下								
開発行為・木竹の伐採	配置・規模・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観に調和するよう努めます。 								
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・法面は可能な限り植生の再生に努めます。 								
物件の堆積	堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる堆積は避けることとします。 ・周囲から見えにくい配置に配慮します。 								
	遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲からの遮蔽措置を講ずることに努めます。 ・植栽にあたっては、地域の植生に配慮します。 								
建築物及び工作物 (太陽光発電設備及び風力発電設備を含む) ※眺望景観保全エリア内に限る	配置・位置・高さ	<p>[眺望景観保全エリア①]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視点場A^{注2}(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぼ等既存の建築物の高さを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 <p>[眺望景観保全エリア②]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視点場C(女川温泉ゆぼっぼ)展望デッキから見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場D(東日本大震災慰霊碑)から見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 								

注1 素地のまま:使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色など。

注2 視点場 A~D:p.22 及び p.23 を参照

第6章 景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要樹木の指定の方針

本計画における景観重要樹木の指定の方針は、以下のとおりです。

(1) 景観重要樹木の指定の考え方

景観重要樹木とは、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木を適正に保全していくために指定するものです。

このため、本町の景観形成上重要な樹木については、良好な景観を形成する特に重要な樹木として景観重要樹木に位置づけ、適切な管理・保全を図っていきます。

なお、指定された樹木については、現状変更（伐採や移植等）には町の許可が必要となります。

【景観重要樹木の指定基準】

- 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること（景観法施行規則第11条第1号）
- 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること（景観法施行規則第11条第2号）

(2) 景観重要樹木の指定の方針

上記の指定基準を踏まえた本町の景観重要樹木の指定の方針は、以下のとおりです。

【景観重要樹木の指定の方針】

- 地域のシンボルとなっている樹木を指定する
- 地域の景観上の特徴となり、町民に親しまれている樹木を指定する
- 保安林等の保全が図られる樹木は除く（旧女川中学校グラウンド周辺など）



《旧女川中学校グラウンド
周辺の保安林》

(3) 景観重要樹木の指定の例

前述の指定の方針を踏まえ、本町の景観重要樹木の指定の例を以下に示します。

【景観重要樹木の指定の例】

	樹種	所有者	所在地
1	ヒマラヤスギ	女川町	浦宿浜字門前 4 (旧女川第一小学校)
2	ソメイヨシノ	女川町	浦宿浜字門前 4 (旧女川第一小学校)
3	ギオンシダレザクラ	女川町	女川一丁目 1-1 (女川町役場)
4	ソメイヨシノ	女川町	女川浜字大原 602-5 (町道大原 57 号線沿い)

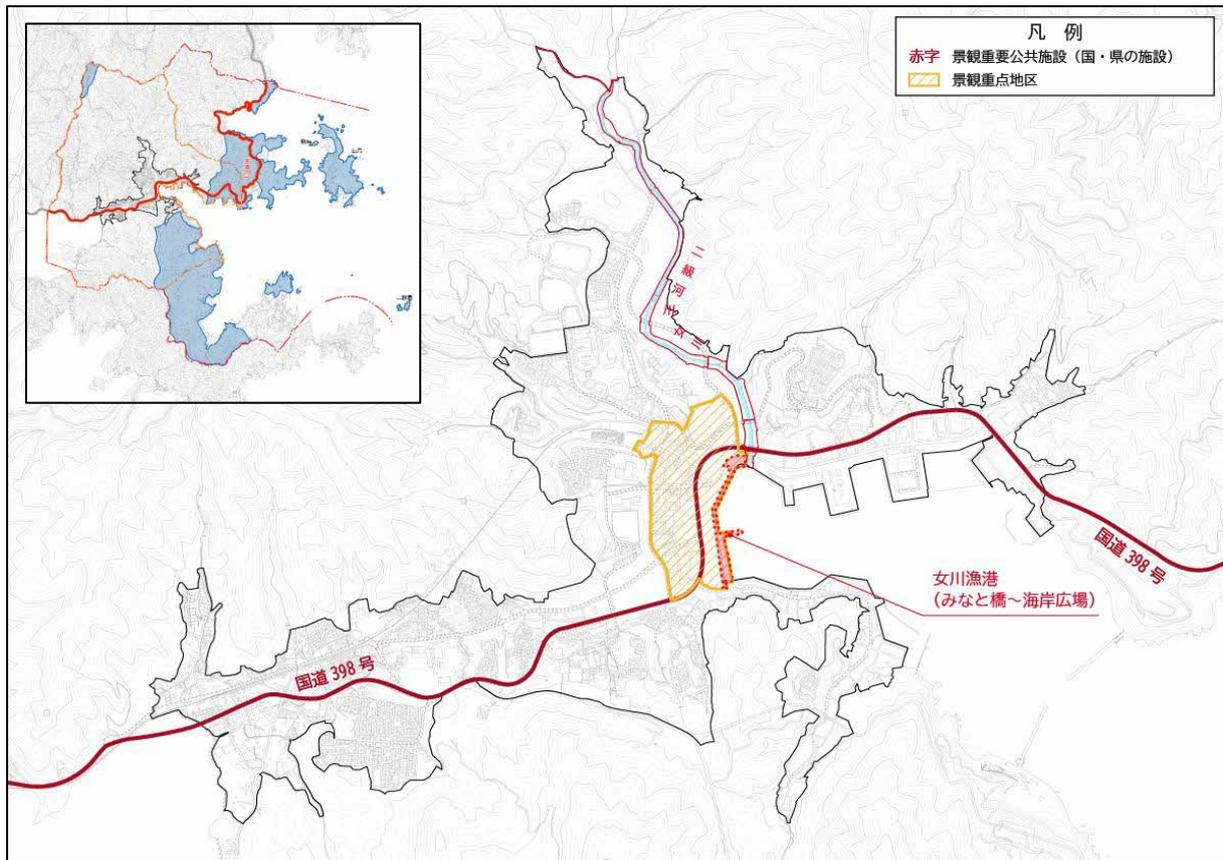
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 景観重要公共施設の指定

本計画における景観重要公共施設を以下のとおり指定します。

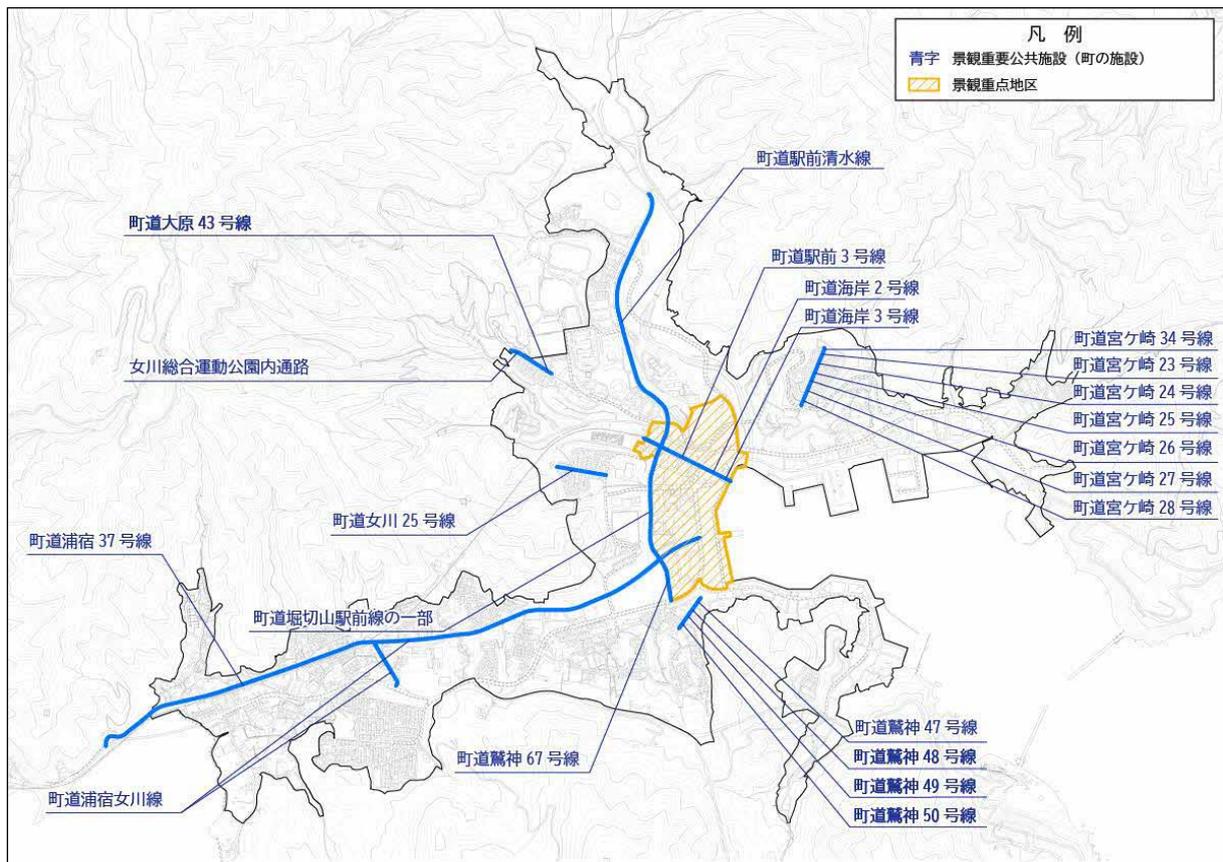
(1) 景観重要公共施設の指定

《景観重要公共施設（国道等）》



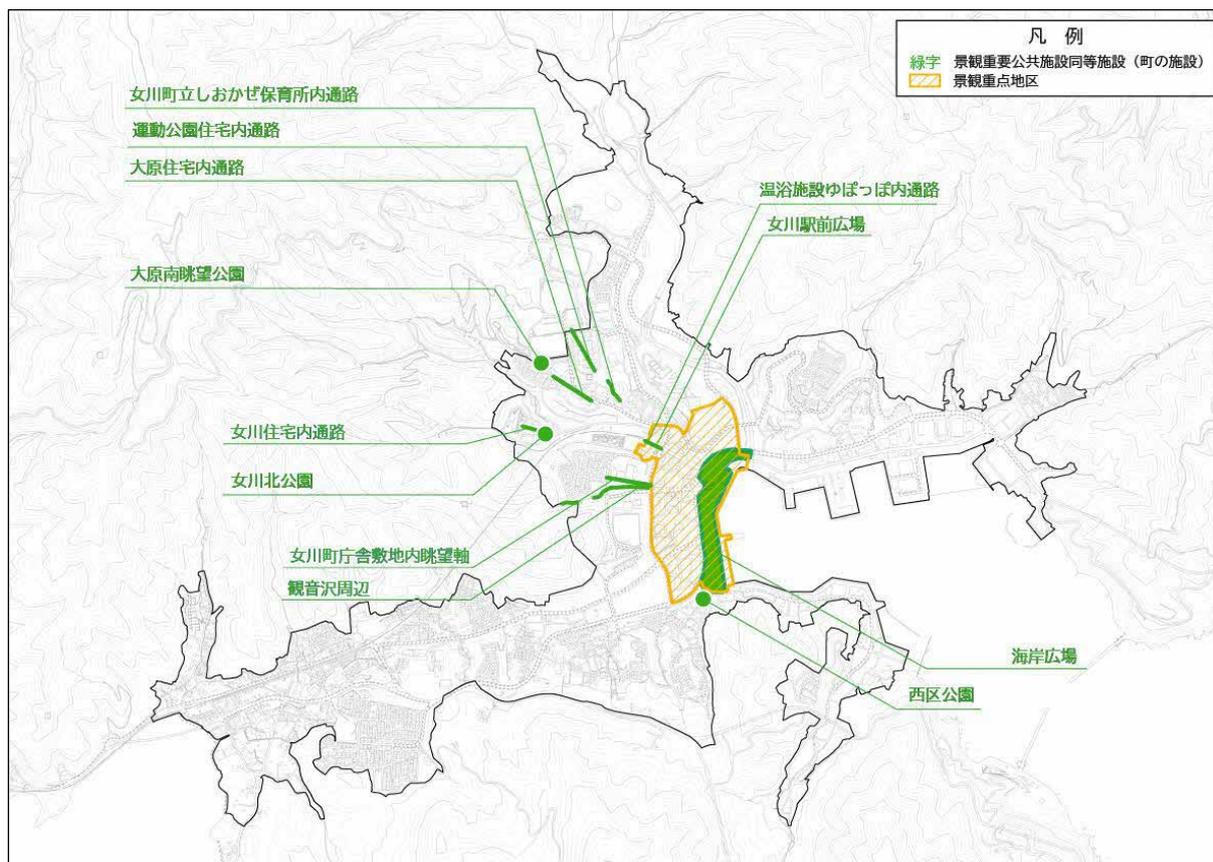
	公共施設等
道路	・国道 398 号 ※線形が変わる場合も対象施設とする
河川	・女川(二級河川)
漁港	・女川漁港(景観重点地区に限る)

《景観重要公共施設(町道等)》



種類	公共施設等
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・町道駅前清水線 ・町道堀切山駅前線の一部 ・町道鷺神67号線 ・町道大原43号線 ・町道駅前3号線 ・町道海岸2号線 ・町道海岸3号線 ・町道女川25号線 ・町道宮ヶ崎23～28号線 ・町道鷺神47～50号線 ・町道浦宿37号線(旧国道398号) ・町道浦宿女川線(旧国道398号) ※線形が変わる場合も対象施設とする
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> ・女川町総合運動公園の一部(町道大原43号線の延長)

《景観重要公共施設に準じて取り扱う施設》



種類	公共施設等
公園、広場、町有施設敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・女川町役場の一部(敷地内眺望軸) ・女川町立しおかぜ保育所の一部(敷地内通路) ・女川温泉ゆぼぼの一部(敷地内通路) ・運動公園住宅の一部(敷地内通路) ・大原住宅の一部(敷地内通路) ・女川住宅の一部(敷地内通路) ・観音沢水路 ・大原南眺望公園 ・女川北公園 ・女川駅前広場 ・西区公園 ・女川町海岸広場

(2) 景観重要公共施設等の対象行為

本計画の景観重要公共施設等の指定に関する対象行為は、以下のとおりです。次ページに示す景観重要公共施設に準じて取り扱う施設についても、対象行為は同様とします。

道路		
行為	景観重点地区以外	景観重点地区
道路の改良(車線や歩道幅員など構造の変更)	延長 50m以上	全て
舗装の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上	全て
橋梁の新設、改修、色彩の変更	全て	全て
道路付属物(道路照明、防護柵等)の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上	全て
植樹、樹種の変更	延長 50m以上	全て

河川		
行為	景観重点地区以外	景観重点地区
河川の改修	延長 50m以上	
照明施設の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上	
護岸の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上	
防護柵の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上	
植樹、樹種の変更	全て	

漁港		
行為	景観重点地区以外	景観重点地区
漁港施設の新設、改修、色彩の変更		全て

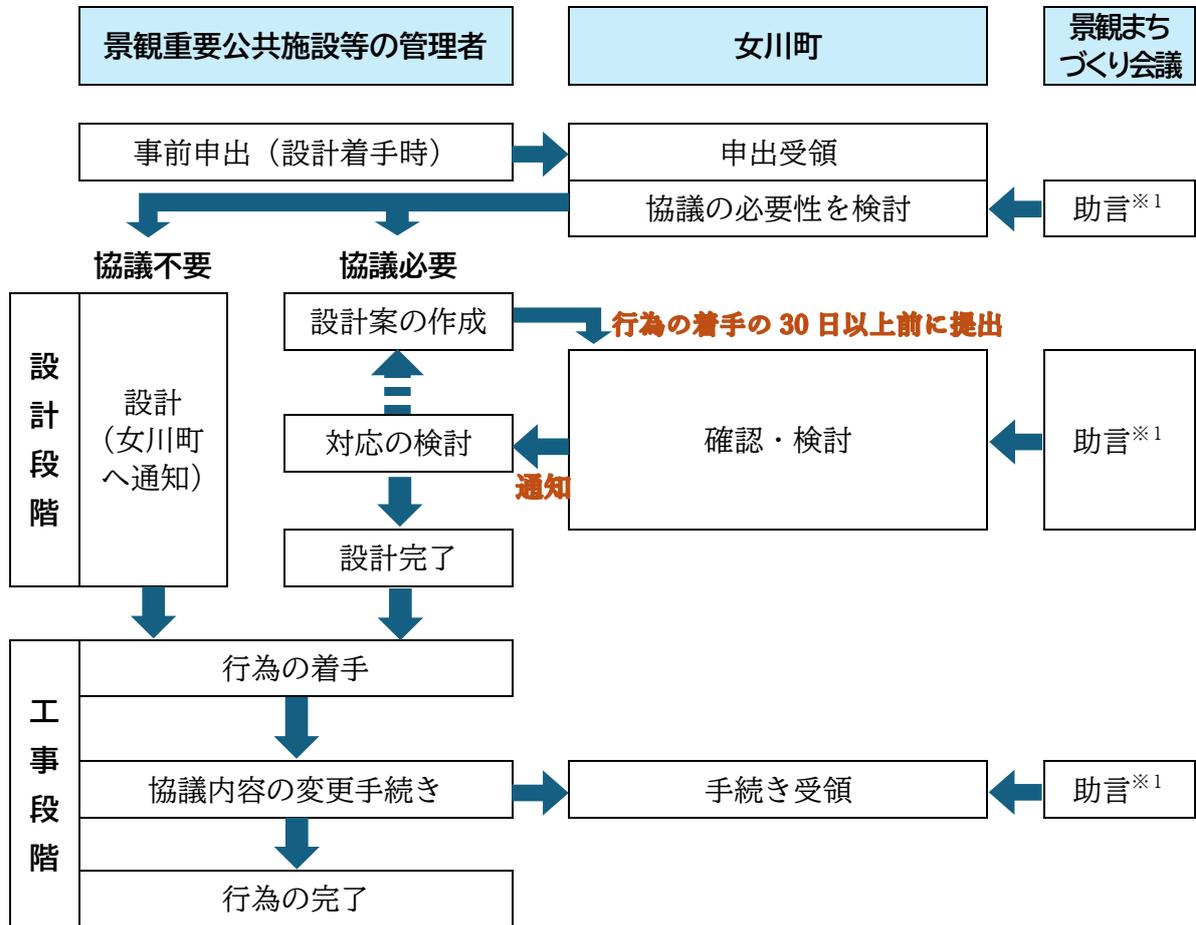
公園、広場、町有施設敷地		
行為	景観重点地区以外	景観重点地区
公園等の通路の改修	眺望軸に係る全て	全て
照明施設の新設、改修、色彩の変更	眺望軸に係る全て	全て
防護柵の新設、改修、色彩の変更	眺望軸に係る全て	全て
植樹、樹種の変更	眺望軸に係る全て	全て
遊具の新設、改修、色彩	眺望軸に係る全て	全て

なお、上表の行為は、以下のものを除きます。

- 仮設の工作物の建設等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 災害復旧工事、維持補修又は修繕において原形を変えない行為
- 枯れ損木の撤去
- 自然公園法の特別保護地区、特別地域における行為

(3) 景観重要公共施設の対象行為に係る手続き

《手続きフロー（景観重要公共施設等の場合）》



※1 必要に応じ景観まちづくり会議を開催します。

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

本計画における景観重要公共施設の整備に関する事項は、道路デザイン指針（案）及び景観に配慮した道路付属物等ガイドラインを参考とし、以下について重点的に整備します。ただし、交通安全上、防災上等やむを得ない場合や大幅なコスト増となる場合等を除きます。

(1) 共通事項

①景観区域全体

	整備に関する事項									
方針	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺環境・近接する他の施設などとの景観的調和を図ります。 ○素材そのものが持つ色彩・質感や特性を活かします。 									
舗装	<ul style="list-style-type: none"> ○地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、周辺の景観と一体になった整備を行います。 ○素材本来の色彩^{注1}とします。 									
各種構造物	<p>○素地のままとするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色、ダークグレー^{注2}又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。</p> <p style="text-align: center;">表 無彩色の基準</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>3以上7以下</td> </tr> <tr> <td>線材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>2以上4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合等は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○標識類(サイン含む)、照明類等の付属物は、周辺景観と調和したシンプルなデザイン、色彩及び規模とし、輻輳しないように配置します。 ○防護柵、照明柱等連続性があるものは、周辺景観と調和させるため、道路、公園等を問わず統一性の確保に努めます。 ○法面・擁壁をつくる場合、自然地形とのスムーズな連続性に配慮しできる限り巨大、長大にならないよう配慮します。やむを得ない場合は、緑化や形態等の工夫により圧迫感の軽減や周辺景観との調和に努めます。また、コンクリートを使用する場合は、自然石を模すことは避けます。 	部位	色相	明度	面材	無彩色(N)	3以上7以下	線材	無彩色(N)	2以上4以下
部位	色相	明度								
面材	無彩色(N)	3以上7以下								
線材	無彩色(N)	2以上4以下								
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺景観に応じた樹種の選定に努めます。 									

注1 使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色、アスファルト舗装のタールの色など。

注2 景観に配慮した道路付属物等ガイドラインにおけるダークグレー(10YR3.0/0.2)とする。

②景観重点地区

	整備に関する事項
方針	○自然と調和した美しいまちなか景観を創出し、さらにその機能を先の世代に引き継ぎ、維持発展させていきます。
レンガみち等	○レンガみち(町道駅前3号線、海岸2号線、海岸3号線)及びレンガみちの延長線(国道398号の歩道部)の舗装はレンガ舗装を基本とし、まちなみとの調和に配慮した形態とします。 ○同上及び漁港(レンガみちの延長線)は、無電柱化に努めます。
法面	○法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努めます。
照明	○夜間のまちなみの雰囲気をおかみのあるものにするため、照明施設の光色は3000ケルビン程度とするよう努めます。
サイン	○標識(サイン)などは、景観特性に応じた秩序あるデザインとします。

(2) 施設別の整備に関する事項

①道路

- 道路は、周辺の自然地形とも調和することで、地域の魅力を高める重要な役割を担っていることから、周辺の自然地形になじむ形状や配置に努め、調和のとれた美しい道路景観の形成を目指します。
- 道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となって地域の景観を印象付ける重要な役割を担っていることから、地域特性や周辺景観に調和した道路景観整備に努めます。
- 道路景観は様々な要素の組み合わせにより形成されていることから、個々の要素の整備の際には、華美な装飾を避け、他の要素と調和したデザイン及び色彩とし、一体的な景観の形成に努めます。

② 河川

- 河川の整備にあたっては、地域の景観の骨格を形成し、豊かな水辺空間を提供するよう努めます。
- 河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、河川環境を保全し、市民の憩いの場となる親水空間の創出、緑化、広場や歩道の設置など、質の高い河川空間の整備に努めるとともに、適正な維持管理を行います。

③ 漁港

- 漁港施設は、背景となる海との関係に十分な配慮を行い、空間として一体的な美しさを演出するように努めます。

④ 公園、広場、町有施設敷地

- 東日本大震災からの復興事業において眺望軸として設定された通路について、海への眺望又は視界が確保されるように努め、眺望景観を維持します。

第8章 景観形成推進の方針

1. 景観形成推進の基本的な考え

本町では、東日本大震災からの復興事業において、まちと海の眺望を遮る防潮堤を造らないことを方針として、スピードとともにクオリティを追求した景観形成を成し遂げ、復興事業においては稀有な例として「都市景観大賞（都市空間部門）国土交通大臣賞」を受賞しました。

このような景観形成の取組は、町民、事業者、行政が協力し、一体となって、また、専門家の参画によって創造されたものであり、この復興事業で造り上げた現状の景観を維持・保全していくために、さらには新たな魅力を創造するよう、町民、事業者及び行政により次のような景観形成を推進していきます。

【景観形成推進にあたってのそれぞれの役割】

- 景観は、日々の取組、活動によって形成されるものであり、景観形成の主体である町民、事業者、行政それぞれの努力と協力が必要不可欠です。そのために、町民、事業者、行政は次のような役割を持って、良好な景観形成に努めることとします。

- 優れた景観は、景観計画自体が創り出してくれるわけではありません。町民の主体的な取組、意欲の高い人同士のつながりなど、これらの輪の広がりがないと、良好な景観を創り出し、保全することはできません。
- 町民は景観づくりの重要性に対する認識を深め、主体的に景観づくりに取り組むよう努めます。
- 事業者は、事業活動の中で、景観形成のために必要な対応を行い、住民活動への参画と行政の景観施策に協力します。
- 行政は、町民や事業者と協働した景観づくりを推進するよう、景観形成に向けた体制を構築し、町民や事業者に対する支援など、景観形成施策を実施します。また、公共事業が良好な景観形成にあたり、先導的な役割を果たすよう努めます。

2. 良好な景観形成推進の取組

景観形成推進の基本的な考えに基づき、以下の取組を進めます。

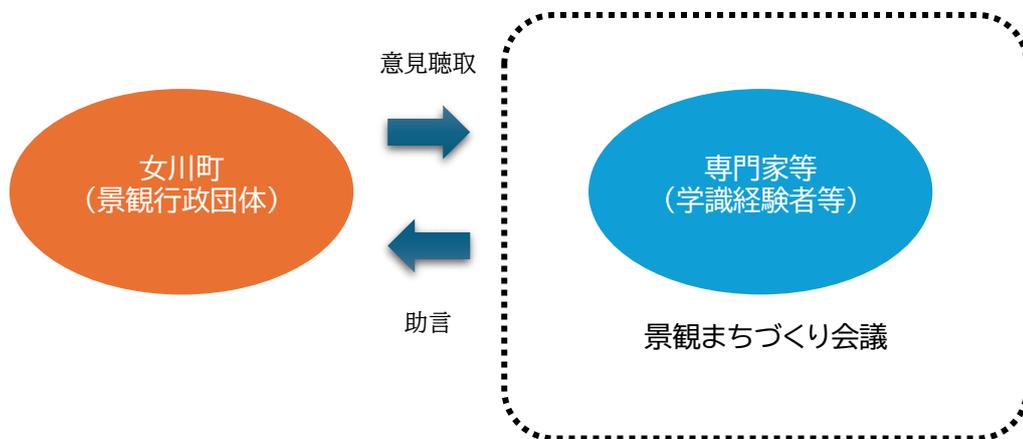
(1) 事前協議による円滑で良好な景観形成

設計が完了してからの工事着工 30 日目の法定届出のほかに、計画・設計段階における事前協議制度を設け、景観形成における円滑な協議・調整と良好な景観形成の実現を図ります。

(2) 良好な景観づくりのための専門家等の参加

専門家にアドバイスを聴く仕組みとして、事前協議において都市景観の専門家の参加を実施します。景観行政団体である女川町が調整機関となり、専門家や都市再生推進法人、まちづくり団体などで構成される「景観まちづくり会議」を組織し、景観形成によるまちの価値向上と魅力的なまちづくりを行っていきます。

【専門家等の参加のしくみ】



(3) 景観形成を先導する公共施設及び公共建築物等の整備

公共施設は本町の景観の骨格となるものであり、女川町が管理する公共施設について、積極的に景観重要公共施設に位置づけるとともに、景観重要公共施設に準ずる公共施設である公園や公共建築物等の敷地は、景観重要公共施設と同様の景観形成を行っていくものとします。また、公共建築物等についても良好な景観を先導すべく整備していきます。

(4) 緑化に関する助成制度の推進

このたび実施した町民アンケート結果（参考資料参照）からも、緑化に対する町民の理解が比較的低い結果となっていますが、緑の存在は良好な景観に欠かせない要素です。

東日本大震災からの復興事業において、商店街や住まいの再建にあたって、緑化修景や擁壁設置等に対する助成事業を実施してきました。

今後は、商店街での新規整備だけでなく既存住宅地の緑化推進に向けて検討します。

(5) 景観形成の担い手に対する助成制度の創設

景観形成は行政主導で行うだけではなく、町民や事業者による自発的な取組に負うところも大きく、むしろ望まれるところです。こうした団体、個人の活動に対する支援を検討します。

(6) 子供を含めた町民向けの景観学習の実施

将来の景観まちづくりを担う子供や若い人たち、景観形成に取り組む町民や事業者等の景観に関する意識の醸成を図るため、景観に関する講演会や視察研修会などの実施を検討します。

(7) 景観形成顕彰制度の検討

景観形成に貢献している団体、個人を顕彰する制度を検討します。

参考資料

本町の景観形成の課題の整理にあたり実施した、景観に関する町民アンケート及び中学生アンケートの結果（抜粋）は次のとおりです。

1. 調査方法

(1) 調査目的

本調査は、町民が景観について「どのように感じ」、「どういった考えを持っているか」を認識し、自然とまちなみが調和した、町独自の魅力的な景観の形成に向けた取組を進めていくための貴重な基礎資料としての活用を目的とします。

(2) 調査方法

本調査は、下表に示すとおり、18歳以上の町民1,000人と中学生2年生26人を対象に実施しました。

調査方法

調査対象 (配布数)	満18歳以上の町民 1,000人（無作為抽出）
	中学生 26人
調査期間	（中学生以外）令和6年5月10日～令和6年5月21日 （中学生） 令和6年6月20日
配布・回収方法	（中学生以外）郵送配布し、郵送回収及び配布したQRコードによるWeb回答を基に集計 （中学生） 学校を通じて配布・回収

(3) 調査内容

本調査の設問は、「ご自身について（回答者の属性）」、「今の女川町の景観について」、「景観づくりの方針について」、「景観まちづくりについて」、「女川町の景観への取り組み、ルールづくりについて」及び「自由記述」の6つの構成により意向把握を行いました。

調査票の構成(町民)

区 分	設 問 内 容
1. ご自身について	1_年代 2_性別 3_職業 4_居住地区
2. 今の女川町の景観について	1_女川町の景観に対する関心の有無 2_今の女川町全体の景観に対する満足度 3_好きな景観、誇れる景観 4_震災後に形成されたまちなみや今のまちなみを守っていくことの重要性について 5_景観を損ねているものについて
3. 景観づくりの方針について	1_女川町が目指すべき将来のイメージ 2_女川町の山について 3_女川町内の広告物（看板、張り紙等）について
4. 景観まちづくりについて	1_景観まちづくりについて取り組んでいること 2_敷地緑化についての考え 3_地域の景観活動への参加意思
5. 女川町の景観への取り組み、ルールづくりについて	1_自分自身で新たに建物を建てる場合、色合いや形状などのルールが定められることに対する考え 2_その場合、協力できるルール（5-1で「1. 協力する」「2. 条件次第で協力する」と回答した人のみ）
自由記述	女川町の景観づくりについてのアイデアやご意見、感想など

調査票の構成(中学生)

区 分	設 問 内 容
1. ご自身について	1_性別 2_居住地区
2. 今の女川町の景観について	1_女川町の景観に対する関心の有無 2_今の女川町全体の景観に対する満足度 3_好きな景観、誇れる景観 4_震災後に形成されたまちなみや今のまちなみを守っていくことの重要性について 5_景観を損ねているものについて
3. 景観づくりの方針について	1_女川町が目指すべき将来のイメージ 2_優れた景観を目指すために重点的に取り組むと良いこと
自由記述	女川町の景観づくりについてのアイデアやご意見、感想など

(4) 回収状況

本調査の回収状況は下表に示すとおりであり、回収率は32%となっています(6月17日時点)。このうち、60件がWeb回答によるものです。

地区ごとの回収比率からみると、30%以上の回答を得られたのは15地区で、なかでも、塚浜、飯子浜、小屋取、寺間、桐ヶ崎、女川南、旭が丘、上2、大沢、出島地区は40%以上の回収率となっています。一方、他18地区からの回答は30%以下に止まり、浦宿3、横浦、大石原、女川北、御前浜、指ヶ浜、江島は20%を下回っています。

地区ごとの回収状況(6月17日時点)

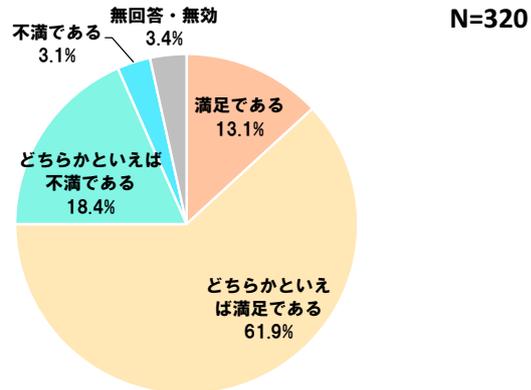
調査区分	配布数(a)	回収数(b)	回収率(b/a)
合計	1,000	320	32.0%
大沢	22	9	40.9%
浦宿1	56	20	35.7%
浦宿2	92	25	27.2%
浦宿3	25	5	20.0%
針浜	16	4	25.0%
旭が丘	98	42	42.9%
上1	74	26	35.1%
上2	74	31	41.9%
上3	67	14	20.9%
西	52	11	21.2%
小乗	9	2	22.2%
高白	6	2	33.3%
横浦	6	1	16.7%
大石原	0	0	0.0%
野々浜	4	1	25.0%
飯子浜	10	6	60.0%
塚浜	3	2	66.7%
小屋取	4	2	50.0%
女川北	22	4	18.2%
女川南	37	16	43.2%
大原北	52	10	19.2%
大原南	86	25	29.1%
清水	29	7	24.1%
宮ヶ崎	68	18	26.5%
石浜	14	5	35.7%
桐ヶ崎	9	4	44.4%
竹浦	11	4	36.4%
尾浦	15	4	26.7%
御前浜	2	0	0.0%
指ヶ浜	10	2	20.0%
出島	10	4	40.0%
寺間	6	3	50.0%
江島	7	1	14.3%
その他	4	4	100.0%
無回答・無効	-	6	-

※「その他」は旧上二、旧大原三、旧清水二が含まれています。
中学生については学校経由で配布・回収を実施したことから、回収率は100%です。

2. アンケート集計結果

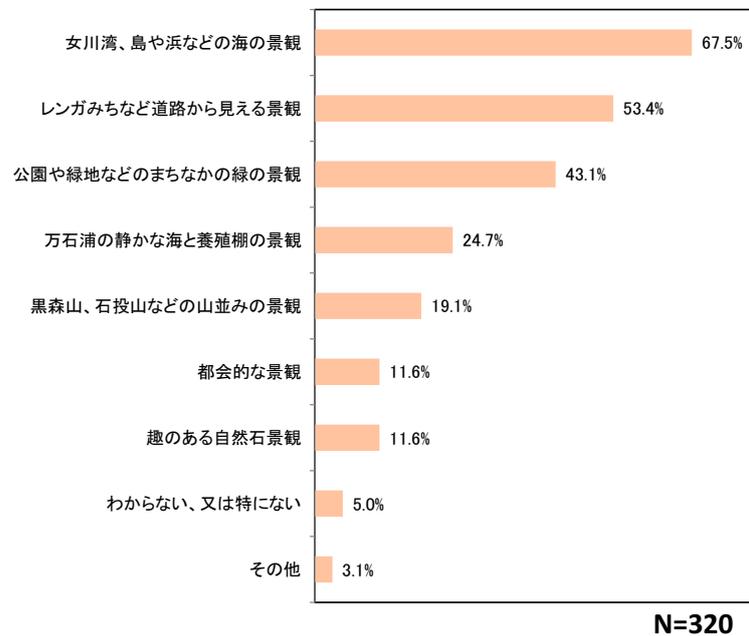
(1) 町民アンケート（抜粋）

1)あなたは今の女川町全体の景観に満足していますか？



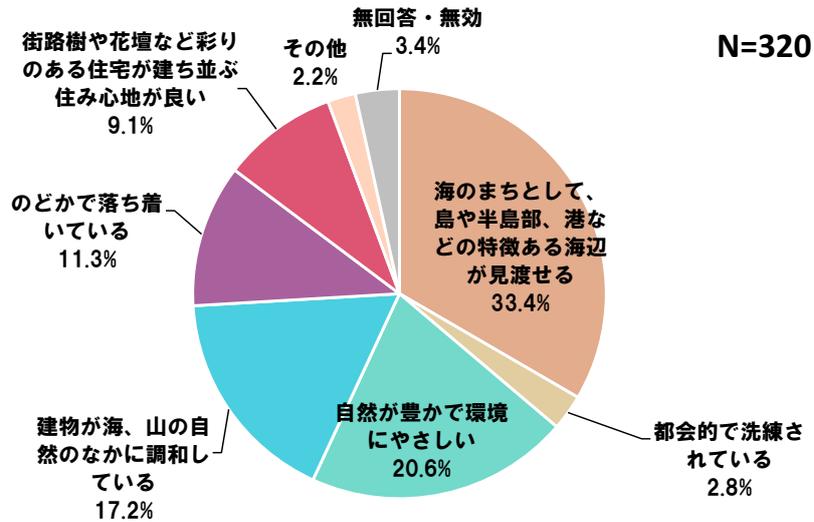
⇒「満足」、「どちらかといえば満足である」を合わせて3/4が満足と回答しています。

2)あなたはどのような景観(風景、景色、まちなみ、眺望)が好きな場所、誇れる場所ですか？



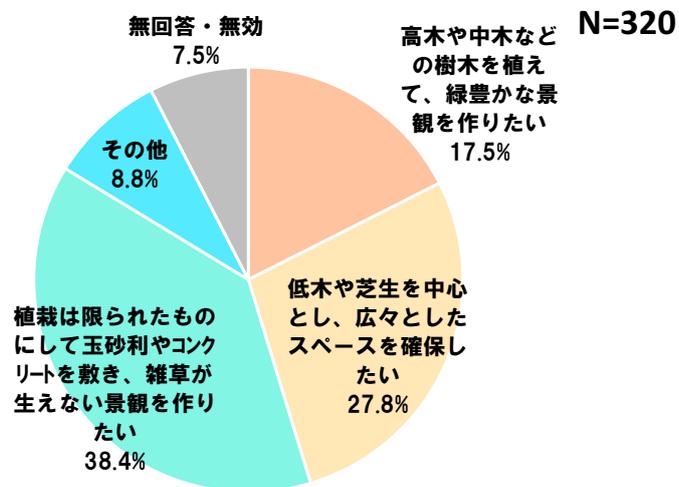
⇒「海の景観」、「道路から見える景観」が上位を占めています。

3)女川町の景観が、将来、どのようなイメージになれば良いと思いますか？



⇒「海のまち」、「自然が豊か」が上位を占めています。

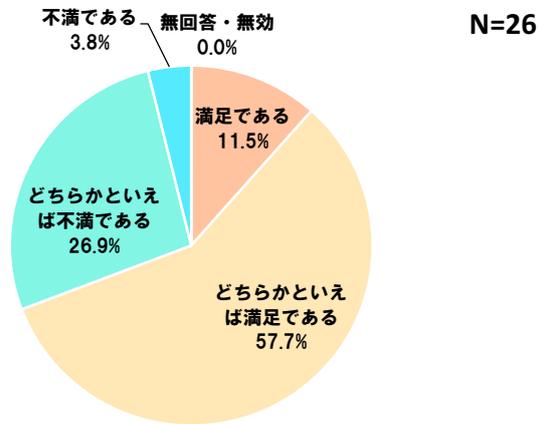
4)お住まいの敷地における緑化について、どのようにお考えですか？



⇒「砂利、コンクリート敷き」が最多となっています。

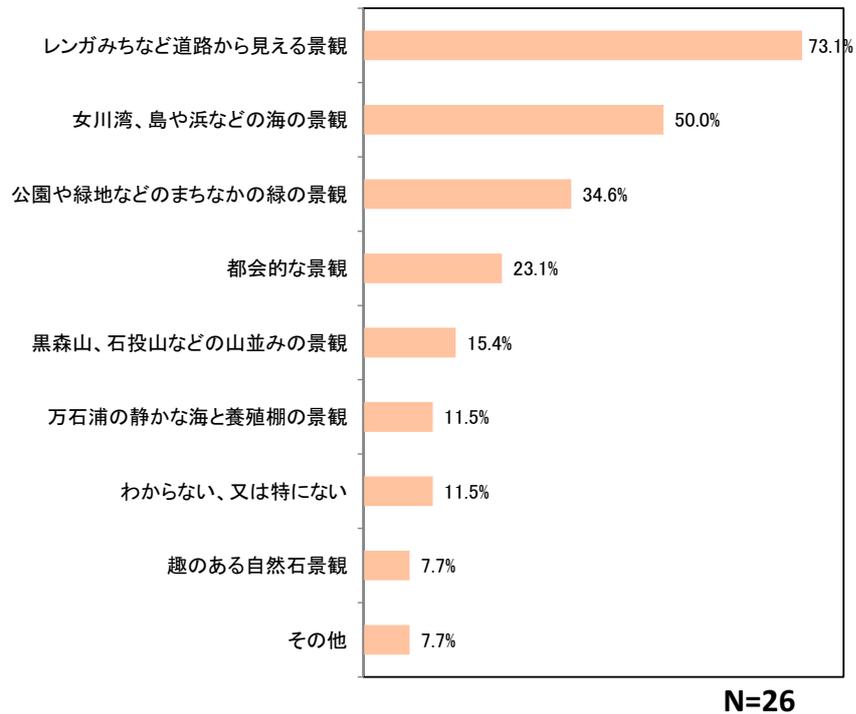
(2) 中学生アンケート（抜粋）

1)あなたは今の女川町全体の景観に満足していますか？



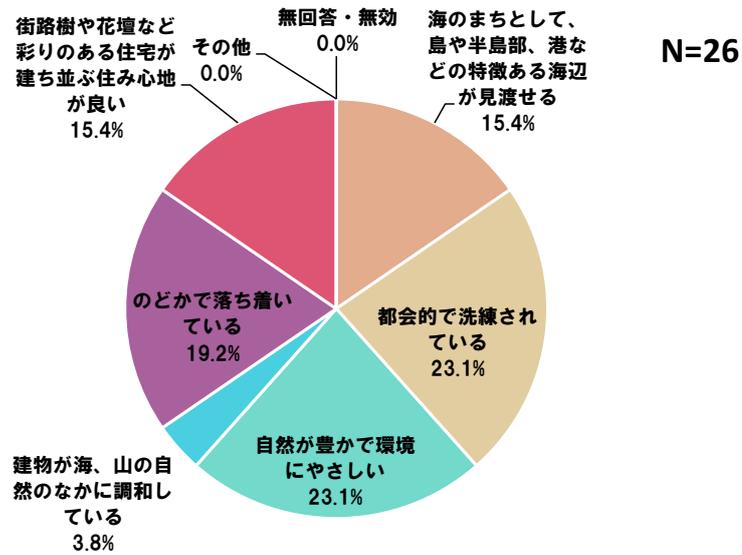
⇒「満足」、「どちらかといえば満足である」を合わせて3/4が満足と回答しています。

2)あなたはどのような景観(風景、景色、まちなみ、眺望)が好きな場所、誇れる場所ですか？



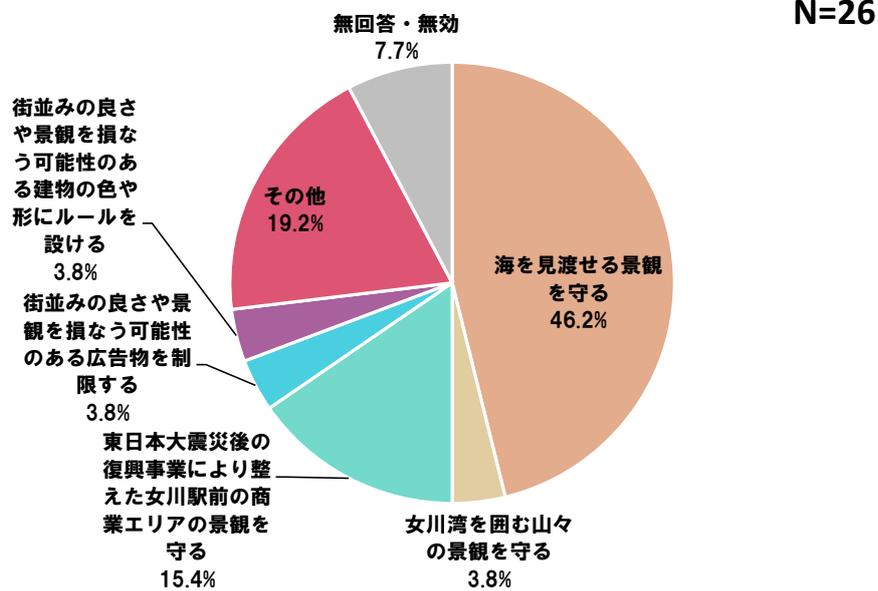
⇒「道路から見える景観」、「海の景観」が上位を占めています。

3)女川町の景観が、将来、どのようなイメージになれば良いと思いますか？



⇒「自然が豊か」と並び「都会的」が最多となっています。

4)良いと思う景観をつくるために、重点的に取り組むとよいと思うことについて、どんなことが考えられますか？



⇒「海の景観を守る」が最多となっています。